

令和2年度(2020年度)所管課自己評価一覧

重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	所管課	令和2年度(2020年度)の取組内容	令和2年度(2020年度)取組実績・効果	所管課自己評価	評価の理由 ※「C」又は「D」の場合のみ記入。	令和元年度(2019年度)からの変更点・工夫点	今後の方向性	今後の展開	令和3年度(2021年度)の取組(予定)
1	(1)	①	1	幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等職員の男女共同参画についての意識づくり	子どもの教育・保育推進課	幼稚園、保育所の職員に対し様々な方法で男女共同参画に関する意識啓発を行うことにより、職員の男女共同参画に関する理解を深める。また、保育所自己評価において男女平等意識の確認を行う。(公立)	公立保育園の園長会を通じ、日頃の園運営の中で公立保育園職員への男女共同参画に関する意識啓発の実施を依頼し、男女共同参画に関する理解の促進に努めた。また、「性差への先入観による観念や役割分業意識を植え付けまい保育の中で配慮する。」ことを公立保育園の自己評価項目に設定し、男女平等意識の確認を行った。	B	-		継続	公立保育園の園長会において、男女共同参画課が主催する研修会等の周知をし、参加率を高める等、男女共同参画に関する理解の促進に努める。また、男性職員の育児休暇取得促進を図る。	公立保育園の園長会を通じ、日頃の園運営の中で公立保育園職員への男女共同参画に関する意識啓発の実施を依頼し、男女共同参画に関する理解の促進に努める。また、「性差への先入観による観念や役割分業意識を植え付けまい保育の中で配慮する。」ことを公立保育園の自己評価項目に設定し、男女平等意識の確認を行う。
1	(1)	①	1	幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等職員の男女共同参画についての意識づくり	青少年若者課	児童館、学童保育所職員に対し、男女共同参画に関する理解を深めるための研修を継続して実施する。	児童館長に対し、男女共同参画に関する研修を実施し、受講した館長から各館職員に意識啓発を促した。	B	-	児童館では、令和元年度(2019年度)、男女共同参画課に講師の派遣を依頼し、講義形式の研修を行ったが、令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染防止のため、資料配布による研修とした。 学童保育所では、毎年の学童保育所職員向けの新年度入所説明会に、男女共同参画課の職員に派遣を依頼し、研修を行っていたが、令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染防止のため、資料配布による周知とした。	継続	児童館、学童保育所ともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面の研修は行わず、男女共同参画課提供のeラーニングによる研修資料などを配付し、職員に周知する。	児童館、学童保育所ともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面の研修は行わず、男女共同参画課提供のeラーニングによる研修資料などを配付し、職員に周知する。
1	(1)	②	2	教職員の男女共同参画についての意識づくり	教育指導課	各種職層研修において、男女共同参画の重要性について、継続的に指導を行う。 【主な働きかけ】 ・夏季教員研修において、「人権と課題「女性」「子ども」中心に」についての研修を行う。 ・各職層研修等において、人権の尊重、男女の平等など、相互理解・協力についての指導の充実を目指した研修を実施する。 ・男女共同参画の理念、ジェンダー(社会的性差)の定義や規定についての教職員研修を複数回実施する。	各種職層研修において、男女共同参画の重要性について、継続的に指導を行った。 【主な働きかけ】 ・各職層研修等において、人権の尊重、男女の平等など、相互理解・協力についての指導の充実を目指した研修を実施した。 ・必要に応じて各校に男女共同参画の理念、ジェンダー(社会的性差)の定義や規定についての研修を実施したり、指導・助言を実施したりした。	B	-		継続	教員に対して、男女共同参画をはじめとした人権意識は指導者として常にもち続けることが大切である。 そのため、研修を通して計画的に意識を育成していきたいと考える。 ・人権教育推進委員会において人権課題「女性」「子ども」を取り上げるとともに、各職層研修においても取り上げることで、教員の意識の向上を図る。 ・より多くの研修において、男女共同参画について取り上げ、教員の意識の向上を図る。	各種職層研修において、男女共同参画の重要性について、継続的に指導を行う。 【主な働きかけ】 ・各職層研修、夏季教員研修、校内研修等において、人権の尊重、男女の平等など、相互理解・協力についての指導の充実を目指した研修を実施する。人権教育プログラムを活用し、指導・助言をする。 ・男女共同参画の理念、ジェンダー(社会的性差)の定義や規定についての教職員研修等を実施する。
1	(1)	②	3	男女共同参画の視点に立った学校教育の実施	教育指導課	学校教育の場において、あらゆる場面で、男女共同参画の視点に立った指導を行い、知識に基づき行動できる児童・生徒の育成に努める。東京都教育委員会が作成する『人権教育プログラム(学校教育編)』等を活用し、学校教育活動全体を通して、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進した。 ①「特別の教科 道徳」や特別活動について適正な指導計画立案に向けた指導助言を行う。 ②進路指導、性に関する指導について、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられる指導が行えるよう、指導助言を継続的に行う。	学校教育の場において、あらゆる場面で、男女共同参画の視点に立った指導を行い、知識に基づき行動できる児童・生徒の育成を行った。東京都教育委員会が作成する『人権教育プログラム(学校教育編)』等を活用し、学校教育活動全体を通して、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進した。 ①「特別の教科 道徳」や特別活動について、適正な指導計画立案や、授業を実施するよう指導助言を行った。 ②進路指導、性に関する指導について、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられる指導が行えるよう、指導助言を継続的に行った。	B	-		継続	「特別の教科 道徳」や特別活動の授業、進路指導及び性に関する指導については、今後も男女共同参画の視点に立った指導を行っていく。	学校教育の場において、あらゆる場面で、男女共同参画の視点に立った指導を行い、知識に基づき行動できる児童・生徒の育成に努める。東京都教育委員会が作成する『人権教育プログラム(学校教育編)』等を活用し、学校教育活動全体を通して、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進する。 ①「特別の教科 道徳」や特別活動について適正な指導計画立案に向けた指導助言を行う。 ②進路指導、性に関する指導について、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられる指導が行えるよう、指導助言を継続的に行う。
1	(2)	③	4	男女共同参画の視点に立った講座等の実施	学園都市文化課	市民の男女平等意識を醸成し男女共同参画の推進を図るため、八王子学園都市大学「いちよう塾」において、固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための講座を実施する。 そのために、大学コンソーシアム八王子加盟校に講座提供の依頼をするともに、各加盟校に受講者にわかりやすいタイトル付けを依頼するなど、受講者数の確保に向けた取り組みを行う。 また、託児サービス付きの講座を実施することで、男女共同参画推進のための意識啓発へ向けて取り組んでいく。	学園都市大学「いちよう塾」の開講にあたっては、大学コンソーシアム八王子加盟25大学等に男女共同参画に関する理解を深めるための講座の提供を依頼している。令和2年度(2020年度)後期開講講座(前期講座は新型コロナウイルス感染症の影響により開講中止)では1講座(杏林大学八木橋准教授「言語学は女性と男性をどう見てきたか〜ことばで読み解く男女共同参画とダイバーシティ〜」)を実施した。 一方、託児サービス付きの講座は全115講座のうち44講座提供することができ、男女共同参画のための意識啓発を図ることができた。	B	-	令和2年度(2020年度)講座について、大学コンソーシアム八王子加盟校に男女共同参画に関する理解を深めるための講座の提供を受けたこと、杏林大学より1講座の提供を受けることができた。	継続	引き続き、大学コンソーシアム八王子加盟校に八王子学園都市大学「いちよう塾」での男女共同参画に関する理解を深めるための講座の提供を依頼していただく。 また、今後は男女共同参画を専門分野とする講師へ個別に依頼をするなど、講座開講に向けた取り組みの検討が必要である。	市民の男女平等意識を醸成し男女共同参画の推進を図るため、八王子学園都市大学「いちよう塾」において、固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための講座を実施する。 そのために、大学コンソーシアム八王子加盟校に講座提供の依頼をするともに、各加盟校に受講者にわかりやすいタイトル付けを依頼するなど、受講者数の確保に向けた取り組みを行う。 また、託児サービス付きの講座を実施することで、男女共同参画推進のための意識啓発へ向けて取り組んでいく。
1	(2)	③	4	男女共同参画の視点に立った講座等の実施	男女共同参画課	固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための講座等を開催し、学習の機会を提供する。 ①男女共同参画の理解を深めるための啓発講座等を実施 ②自主活動グループの育成 ③託児(ほっとタイムサービス)を実施	①「女性に対する暴力をなくす運動」講演会「心を磨く素敵なコミュニケーション」参加者16名 ②登録団体チャレンジ企画支援事業「パパと一緒に工作与楽しい遊び」参加者10名 ③託児利用者延べ139名(利用児童延べ159名)	B	-	「女性に対する暴力をなくす運動」講演会は、文字とイラストを使ってリアルタイムで模造紙に記録するグラフィックレコーディングを活用し、視覚的にわかりやすい手法で行った。	継続	男女共同参画に関する理解を深めるための講座を継続して開催する。なお、申込者が定員に達していない講座については、より効果的な周知方法を検討する。 講座の開催のほか、情報紙の発行やパネル展の開催により、男女共同参画に関するさらなる周知啓発を図る。	固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための講座等を開催し、学習の機会を提供する。 ①男女共同参画の理解を深めるための啓発講座等を実施 ②自主活動グループの育成 ③託児(ほっとタイムサービス)を実施 ④男女共同参画に対する意識のない(低い)人への周知、啓発を行う。
1	(2)	③	4	男女共同参画の視点に立った講座等の実施	学習支援課	すでに決定されている事業を含めて、新型コロナウイルス感染症に伴う今後の社会の動向を踏まえ、事業の開催内容や方法を検討していく。	・男女共同参画の視点に立った講座を実施した。 【男女共同参画課との共催講座】 ①「女の子のためのココロとカラダのはなし」 ②「女性のためのフレッシュアップ講座」 【その他】 ①「子どもの力を育む遊びとは?〜遊びの価値と大人の役割」 ②「専門医による、子どものアレルギー講演会」 ③「コロナに負けない!子育てのヒント」(YouTube講座) ④「知っ得ことが備えになるコロナ禍での自宅避難」(乳幼児の保護者向け) 講座数6 講座受講者延べ84名(オンライン受講者を除く) 講座アンケートの満足度96.6%  ・夜間、土日曜日、休日に開催した講座 【働く男女が講座等に参加しやすい環境として】 延べ受講者数1,692名(オンライン受講者を除く) ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、92講座を中止した。	B	-		継続	これまでの取り組みを継続して実施するとともに、男女共同参画課と連携した事業実施をさらに拡充することにより、市民への周知・啓発効果を高めていく。	男女共同参画課との共催講座や子育て自主グループによる講座等を開催する。

令和2年度(2020年度)所管課自己評価一覧

重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	所管課	令和2年度(2020年度)の取組内容	令和2年度(2020年度)取組実績・効果	所管課自己評価	評価の理由 ※「C」又は「D」の場合のみ記入。	令和元年度(2019年度)からの変更点・工夫点	今後の方向性	今後の展開	令和3年度(2021年度)の取組(予定)
1	(2)	④	5	男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画課	固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための情報の収集と提供を行う。 ①男女共同参画週間にあわせてパネル展を実施 ②ホームページや広報に男女共同参画に関する情報を掲載 ③男女共同参画情報紙「ばれっと」を全戸配布 ④「男女共同参画センターだより」を市内各施設で配架 ⑤資料情報コーナーによる情報提供	①男女共同参画週間にあわせてパネル展を実施 ②ホームページや広報に男女共同参画に関する情報を掲載 ③男女共同参画情報紙「ばれっと」を全戸配布(発行部数284,505部) ④「男女共同参画センターだより」(年2回発行)を市内各施設で配架 ⑤資料情報コーナーに女性情報誌や他市の事業計画など様々な資料を配架	B	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、例年開催している講演会の実施は見合わせ、新たに河川情報表示板への周知記事掲載および市内各施設での内閣府ポスターを掲示し、広く市民に男女共同参画についての意識啓発を図った。 情報紙については、子育て中の男性タレントへのインタビューを掲載し、子育て世代に向けた情報を発信した。	継続	男女共同参画に関する理解をさらに深めていくには継続的な取組が必要とされるため、今後も情報提供を行い、市民への意識啓発を図っていく。	固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための情報の収集と提供を行う。 ①男女共同参画週間にあわせてパネル展を実施 ②ホームページや広報に男女共同参画に関する情報を掲載 ③男女共同参画情報紙「ばれっと」を全戸配布 ④「男女共同参画センターだより」を市内各施設で配架 ⑤資料情報コーナーによる情報提供
1	(2)	④	5	男女共同参画に関する情報の収集と提供	中央図書館 生涯学習センター図書館 川口図書館 南大沢図書館	中央図書館 6/10~7/13 生涯学習センター図書館 6/3~7/7 川口図書館 6/1~6/30 南大沢図書館 6/16~7/13 ※当初予定であり、休館の状況により変更の可能性あり	中央図書館 中止 生涯学習センター図書館 中止 南大沢図書館 中止 川口図書館 6/15~6/30 44冊展示(うち2冊貸出)	B	-		継続	①男女共同参画に関する蔵書の充実を図り、市民の男女平等意識の醸成に努める。 ②男女平等参画週間にあわせ、「男女共同参画週間テーマ展示」と題し、関連図書を目立つ場所に見やすく展示し、貸出しすることで、図書館利用者への意識啓発を行う。 ③関連所管との連携を図り、関連所管のパンフレット等の配布やホームページの掲載により周知効果を高める。	生涯学習センター図書館 6/8~7/5 川口図書館 6/1~6/30
1	(2)	⑤	6	職員研修の充実	男女共同参画課	職員を対象として、男女共同参画に関する理解や認識を深めるための研修を実施する。	DV被害者サポートに関わる窓口職員・関連職場職員研修「DV・デートDVの二次加害を防ぐために」参加者30名	B	-		継続	今後も継続して研修を実施し、職員の男女共同参画に関する意識の醸成を図る。	職員を対象として、男女共同参画に関する理解や認識を深めるための研修を実施する。
1	(2)	⑤	6	職員研修の充実	職員課	市職員の男女共同参画に関する理解や認識を深めるために、東京都市町村職員研修所で実施の「男女共同参画研修」に職員を派遣する。(32名予定)	「男女共同参画研修」(受講者22名)	B	-		継続	引き続き「男女共同参画研修」に職員を派遣する。	市職員の男女共同参画に関する理解や認識を深めるために、東京都市町村職員研修所で実施の「男女共同参画研修」に職員を派遣する。(42名予定)
1	(2)	⑤	7	職員に向けた情報提供の充実	男女共同参画課	全職員を対象にeラーニング研修を実施し、男女共同参画に関連する事項についての知識を習得してもらう。 また、新人職員研修において、男女共同参画に関するアンケートを実施し、意識付けを行う。	①職員eラーニング研修「男女共同参画基礎研修」 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、他所管と実施時期が重なったため、より効果的に学習できるよう令和3年(2021年)4月頃の実施に向け準備を進めた。 ②新規採用職員研修での「男女共同参画に関するアンケート」実施人数106名	B	-	男女共同参画の基本的な内容に加え、「(仮称)八王子市男女共同参画推進条例」の制定に向けた内容も研修内容とした。	継続	eラーニング研修は、今後も社会情勢に適したテーマを選定し、継続して実施する。 また、新規採用職員研修でのアンケートについても、集計結果を活用し、男女共同参画に関する意識が希薄しているテーマを職員研修で取り上げていく。	全職員を対象にeラーニング研修を実施し、男女共同参画に関連する事項についての知識を習得してもらう。 また、新人職員研修において、男女共同参画に関するアンケートを実施し、意識付けを行う。
1	(3)	⑥	9	附属機関等への女性の登用推進	男女共同参画課	附属機関等における女性の参画率を上げるため、委員等の改選時等を行う事前協議でのヒアリングで女性の登用について、所管課から関係機関へ働きかけをするように伝える。また、所管課へ選任方法等について助言を行う。	附属機関等の委員等の改選時等に当たった事前協議において、女性の参画率が目標である50%に満たない所管課に対しヒアリングを実施し、選任方法等について助言を行い、女性の登用について所管課から関係機関等へ働きかけるよう伝えた。(事前協議件数26件)	B	-		継続	女性の参画率は平成30年度(2018年度)は33.1%、令和元年度(2019年度)は34.3%、令和2年度(2020年度)は34.0%と、ほぼ横ばいの状況が続いている。 今後も方向性を検討しながら継続的に全庁に向け意識啓発や情報提供を行っていく。	附属機関等における女性の参画率を上げるため、委員等の改選時等を行う事前協議でのヒアリングで女性の登用について、所管課から関係機関へ働きかけをするように伝える。また、所管課へ選任方法等について助言を行う。
1	(3)	⑥	9	附属機関等への女性の登用推進	広聴課	新たに第3期(任期:令和2年(2020年)6月1日~令和4年(2022年)5月31日)の市民委員候補者を募集予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急事態宣言の発令により、事業を見直し、第2期の任期を1年間延長した。延長するにあたり、57名(2期の名簿登録者77名のうちすでに委員等に就任した者を除いた人数)に通知を送付して39名より承諾の返信があった。令和2年度(2020年度)は14名(男性5名、女性9名)の方が実際に市の会議の委員に就任、もしくは参加した。	新たに第3期(任期:令和2年(2020年)6月1日~令和4年(2022年)5月31日)の市民委員候補者を募集予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急事態宣言の発令により、事業を見直し、第2期の任期を1年間延長した。延長するにあたり、57名(2期の名簿登録者77名のうちすでに委員等に就任した者を除いた人数)に通知を送付して39名より承諾の返信があった。令和2年度(2020年度)は14名(男性5名、女性9名)の方が実際に市の会議の委員に就任、もしくは参加した。	A	-	本来であれば第3期(任期:令和2年(2020年)6月1日~令和4年(2022年)5月31日)の市民委員候補者を募集予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急事態宣言の発令により、期間延長した。	継続	令和3年度(2021年度)以降も本制度を運用し、これまでの公募の方法では中々参加の少なかった若い世代や女性を含めた、幅広い市民の参加を推進する。	4月中に第3期(任期:令和3年(2021年)6月1日~令和5年(2023年)5月31日)の市民委員候補者を募集するため無作為抽出した1,000名の市民へ依頼文を送付した。今回より承諾書の返信方法に従来の郵送に加え電子申請を導入した。その結果76名の方より委員名簿登録の同意書の返送があった(郵送51件、電子申請25件/男性44名、女性32名/18~29歳9名、30~39歳10名、40~69歳44名、70歳以上13名)。
1	(3)	⑦	10	市民に対する女性の参画の推進のための意識啓発と情報提供	男女共同参画課	政策・方針決定過程への女性参画の必要性を市民に向けて発信するため、女性情報誌の収集及び配架を行う。	①男女共同参画情報紙「ばれっと」に、八王子市の附属機関等への女性の参画状況を掲載(発行部数284,505部) ②資料情報コーナーに女性情報誌や他市の情報紙など様々な資料を配架	B	-		継続	政策・方針決定過程への女性の参画については、意識啓発のための取組をより一層強化していく必要がある。今後も機会を捉えて、市民に向けて情報提供を行っていく。	政策・方針決定過程への女性参画の必要性を市民に向けて発信するため、女性情報誌の収集及び配架を行う。
1	(3)	⑧	11	女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成	男女共同参画課	政策・方針決定過程に女性が参画することの必要性を理解し、昇進やキャリアアップへの不安を払拭するために、情報提供や職員研修等を実施する。	職員eラーニング研修「やりがいを感じる働きやすい職場づくりに向けて」 ※労務課共催	B	-		継続	女性管理職の登用を進めるため、効果的な研修の実施等を通して、今後も職員全体の意識改革に努める。	政策・方針決定過程に女性が参画することの必要性を理解し、昇進やキャリアアップへの不安を払拭するために、情報提供や職員研修等を実施する。
1	(3)	⑧	11	女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成	職員課	①「女性職員のためのキャリアデザイン研修」を継続して実施するとともに、新たな研修等について検討する。また、女性職員の、業務における新たな取組みや挑戦を促すような、管理職からの働きかけを継続する。 ②採用者に占める女性の割合が向上するよう、女性受験者の増加を目的に、採用説明会へ積極的に女性職員を派遣する。	採用説明会女性職員派遣8回(「女性職員のためのキャリアデザイン研修」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和2年度(2020年度)は実施なし。) 【参考】 ・主査昇任における女性職員の受験率 令和2年度(2020年度)2.7%(参考:男性10.8%) ・女性管理職の数 令和3年(2021年)4月1日現在27名 ・女性管理職の割合 令和3年(2021年)4月1日現在15.2%	B	-		継続	引き続き「女性職員のためのキャリアデザイン研修」を実施し、管理職からの働きかけ、採用説明会への女性職員の派遣を行う。	「女性職員のためのキャリアデザイン研修」を実施する。また、採用説明会への女性職員派遣については、継続して取り組む。

令和2年度(2020年度)所管課自己評価一覧

参考資料

重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	所管課	令和2年度(2020年度)の取組内容	令和2年度(2020年度)取組実績・効果	所管課自己評価	評価の理由 ※「C」又は「D」の場合のみ記入。	令和元年度(2019年度)からの変更点・工夫点	今後の方向性	今後の展開	令和3年度(2021年度)の取組(予定)
1	(4)	⑨	12	災害対策に関する男女共同参画の意識啓発	男女共同参画課	男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性についての意識啓発を図るための取組を行う。 ①男女共同参画の視点に立った防災に関するパンフレットを配架 ②男女共同参画の視点で考える防災講座を実施	①パンフレット「わたしを守る防災対策」を配架 ②講座「知っておきたい災害時のトイレのはなし」参加者22名	B	-	講座では、ワークショップ形式を取り入れ、女性・障害者・高齢者・外国人の視点から、災害時における課題と対応策について考え、参加者全員で共有を図るとともに、「(仮称)男女共同参画推進条例」の基礎資料の収集を図った。 また、本市の地域防災計画の更新があったため、内閣府作成の「災害対応力を強化するための女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の内容を盛り込んだ。	継続	防災に関する講座等の実施を通して、男女共同参画の視点を持った災害対策についての意識啓発を継続して実施する。	男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性についての意識啓発を図るための取組を行う。 ①男女共同参画の視点に立った防災に関するパンフレットを配架 ②男女共同参画の視点で考える防災講座を実施
1	(4)	⑨	12	災害対策に関する男女共同参画の意識啓発	防災課	市民が男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性を理解し、災害発生時に実行できるようにする。 ①地域で行う防災訓練や出前講座などにおいて、防災に対する取り組みに女性の視点を盛り込むことの大切さや、避難所運営に男女が協力して携わることの重要性を伝える。 ②防災における女性の視点について啓発するパンフレットを配架する。 ③女性の発想を活かした防災ノウハウを掲載した「東京くらし防災」(東京都発行)を防災課や男女共同参画課の窓口のほか、市民センター等で引き続き配布し、防災意識の啓発を行う。	①出前講座の実績 ・「災害に備えて安全対策を」10回 ・「総合防災ガイドブックセミナー」13回 ②女性の視点啓発パンフレットを窓口等に配架した。 ③女性の発想を活かした防災ノウハウを掲載した「東京くらし防災」(東京都発行)を市民部事務所や市民センター等で配布し、防災意識の啓発を行った。必要に応じ出前講座でも配布した。	A	-	出前講座では女性の視点を踏まえた項目を取り入れて講義を行った。	継続	現在の取り組みを継続しながら、防災への積極的な取り組みについて啓発を行っていく。	市民が男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性を理解し、災害発生時に実行できるようにする。 ①地域で行う防災訓練や出前講座などにおいて、防災に対する取組に女性の視点を盛り込むことの大切さや、避難所運営に男女が協力して携わることの重要性を伝える。 ②防災における女性の役割について啓発するパンフレットを窓口等で配架する。 ③女性の発想を活かした防災ノウハウを掲載した「東京くらし防災」(東京都発行)を引き続き配布し、女性等の視点に配慮した防災対策を推進する。
1	(4)	⑨	13	男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルに基づいた訓練等の実施及び備蓄の充実	防災課 避難所担当部	①女性視点に配慮し策定した避難所運営マニュアルに基づく訓練等を実施する。 ②プライバシー等に配慮した災害用備蓄物資を充実することにより、女性等の視点に配慮した防災対策を推進する。	①仮設トイレ設営など避難所開設・運営に関する防災訓練等を実施した。 ②防災倉庫にプライベート空間への配慮としての簡易更衣室等の災害用備蓄物資を備蓄することにより、女性等の視点に配慮した防災対策の強化を図った。	A	-	新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施した。	継続	新型コロナウイルスの影響を踏まえた上で、現在の取り組みを継続しながら、新たに課題がわかった時点で柔軟な対応を検討する。	①女性の視点に配慮した避難所運営マニュアルに基づく訓練等を実施する。 ②プライバシー等に配慮した災害用備蓄物資を充実することにより、女性等の視点に配慮した防災対策を推進する。
3	(5)	⑩	14	DVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	男女共同参画課	DVについての認識を深め、防止するための意識啓発と情報提供を積極的に行う。 ①「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせた講演会とパネル展を実施 ②DV防止のための出前講座を実施 ③「男女共同参画センターだより」による情報提供	①「女性に対する暴力をなくす運動」週間に踏まえた取組 ・八王子駅南口総合事務所内でのパネル展 ・講演会「心を磨く素敵なコミュニケーション」参加者16名 ・図書館と連携したテーマ展示 ・DV被害者のための支援物資の募集及び提供 ・外国人向け情報紙「Ginkgo 11月号」でのDVIに関する情報提供 ②八王子市立看護専門学校でのDV出前講座(参加者39名) ③「男女共同参画センターだよりvol.48」による「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせて行った各種取組の紹介や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについてなど、性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口に関する情報提供	B	-	国が「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」において、今後3年間を性犯罪・性暴力の対策期間として取組を強化することとしている。これを受け、本市においてもFacebook、Twitter、防犯メール等における配信や、事務所、市民センターにSARC東京のパンフレットを配架した。	継続	配偶者等からのあらゆる暴力をなくすためには、いかなる理由であっても暴力は許されないという意識を社会全体で高めることが重要である。今後も積極的にDVを防止するための意識啓発と情報提供を行う。	DVについての認識を深め、防止するための意識啓発と情報提供を積極的に行う。 ①「女性に対する暴力をなくす運動」期間を踏まえた意識を社会全体で高めることが重要である。 ②DV防止のための出前講座を実施 ③「男女共同参画センターだより」による情報提供
3	(5)	⑩	15	デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	学園都市文化課	①大学コンソーシアム八王子加盟校の担当者が集まる、「大学等連携部会」において、男女共同参画課職員による、デートDV防止のための啓発と情報提供の場を設ける。 ②大学コンソーシアム八王子加盟校の新入生ガイダンスにおいて、学生に対してデートDVについての情報提供を実施する。 ※令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症の影響により4月期の新生ガイダンスの実施校なし ③大学コンソーシアム八王子発行の新生向け情報誌「BIG WEST2020」にデートDVについて掲載し、大学コンソーシアム八王子加盟校の新生に配布する。	①令和3年(2021年)3月25日(木)、大学コンソーシアム八王子「大学等連携部会」において、男女共同参画課職員による学生向けデートDVパンフレットの配架の依頼及び出前講座についての情報提供を行った。(参加12校)なお、欠席11校には資料として送付した。 ②大学コンソーシアム八王子発行の新生向け情報誌「BIG WEST2020」にデートDVについて記事を掲載し、加盟25大学等の新生に配布した。(発行部数約30,000部、新生25校約24,350名)	B	-	新型コロナウイルス感染症の影響により、大学コンソーシアム八王子加盟校の新生ガイダンスには学園都市文化課が参加すること自体が取りやめとなったため、新生ガイダンスにおける情報提供を行うことができなかった。	継続	今後も「大学等連携部会」での情報提供及び、学生一人ひとりにまで情報が届くよう、大学等にデートDVに関するパンフレット等の配架について依頼していく。 また、新生ガイダンスについては、八王子市の紹介等の時間を設けていただくよう各大学等に働きかけ、より多くの学校にて新生ガイダンスが実施できるように努力していく。	①大学コンソーシアム八王子加盟校の担当者が集まる、「大学等連携部会」において、男女共同参画課職員による、デートDV防止のための啓発と情報提供の場を設ける。 ②大学コンソーシアム八王子加盟校の新入生ガイダンスにおいて、学生に対してデートDVについての情報提供を実施する。 ③大学コンソーシアム八王子発行の新生向け情報誌「BIG WEST2021」にデートDVについて掲載し、大学コンソーシアム八王子加盟校の新生に配布する。
3	(5)	⑩	15	デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	男女共同参画課	デートDVについての認識を深め、防止するための意識啓発と情報提供を様々な方法で積極的に行う。 ①デートDV防止のための出前講座を実施 ②デートDVに関するリーフレット等を講座及び各大学で配布	①八王子市立看護専門学校でのDV・デートDVに関する出前講座(参加者39名) ②高校生・大学生向けに作成したデートDVに関するパンフレット等を講座及び各大学で配布	B	-		継続	デートDVを未然に防止するためには、当事者になり得る学生に対しデートDVに関する意識啓発を行うことが重要である。引き続きデートDVについての認識を深め、防止するための意識啓発と情報提供を積極的に行っていく。また、意識啓発や情報提供の手法についても、今後の状況を踏まえ検討していく。	デートDVについての認識を深め、防止するための意識啓発と情報提供を様々な方法で積極的に行う。 ①デートDV防止のための出前講座の実施 ②デートDVに関するリーフレット等を講座及び各大学で配布 ③高校生・大学生を対象に、専門的な知識を持つ講師による予防啓発講座を実施する。
3	(5)	⑩	16	関係所管職員の理解を深めるための研修等の実施	男女共同参画課	DV被害者の支援に関わる市職員がDVやデートDVに関する理解を深め、日常業務でDV被害者に接する際の二次加害を防止するために、研修を実施する。	DV被害者サポートに関わる窓口職員・関連職場職員研修「DV・デートDVの二次加害を防ぐために」(参加者30名)	B	-		継続	窓口業務やDV被害者支援に関わる職員の理解を深めた上で対応することがDV被害の把握や二次被害の防止につながる。今後も市職員への研修を通して適切な対応ができるよう働きかけを行っていく。	DV被害者の支援に関わる市職員がDVやデートDVに関する理解を深め、日常業務でDV被害者に接する際の二次加害を防止するために研修を実施する。
3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	男女共同参画課	女性の抱える様々な悩みや問題について、相談員による電話での総合相談と、専門の女性相談員による専門相談を実施することにより、DV被害者を早期発見し、関係機関との連携によりDV被害者支援を行う。	全相談件数3,515件(うちDV相談件数547件)(内訳) ・女性のための総合相談3,098件(うちDV相談400件) ・女性のための専門相談417件(うちDV相談147件)	B	-	女性のための専門相談については、令和元年度までは対面形式のみの相談だったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛でも相談に繋がることができるよう、対面及び電話形式の相談とした。	継続	DV被害の潜在化・深刻化を防ぐため、引き続き相談者が声を上げやすいよう、相談事業の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化して支援体制を継続する。 また、相談事業は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から対面に加え実施した電話相談の需要があるため、今後も電話相談を引き続き実施していく。	女性の抱える様々な悩みや問題について、相談員による電話での総合相談と、専門の女性相談員による専門相談を実施することにより、DV被害者を早期発見し、関係機関との連携によりDV被害者支援を行う。 また、市の相談事業に加え、市民団体等が実施する相談窓口の情報を子育て情報モバイルサイト「はち☆ナビ」、ひとり親家庭支援情報メールマガジン「はち☆エール」、八王子市公式LINE及び防災メールなど様々な発信ツールを活用して周知を図る。
3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	総務課	月1回の人権相談及び年2回の特設人権相談を行う予定。	人権相談事業が中止となり、相談実績なし。東京法務局での電話相談の周知、案内を行った。	B	-		継続	引き続き、人権相談を実施し、必要な支援を行っていく。	月1回の人権相談及び年2回の特設人権相談を行う予定。

令和2年度(2020年度)所管課自己評価一覧

参考資料

重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	所管課	令和2年度(2020年度)の取組内容	令和2年度(2020年度)取組実績・効果	所管課自己評価	評価の理由 ※「C」又は「D」の場合のみ記入。	令和元年度(2019年度)からの変更点・工夫点	今後の方向性	今後の展開	令和3年度(2021年度)の取組(予定)
3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	市民生活課	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	①弁護士による「法律相談」や②カウンセラーによる「あなたの心の相談室」を実施し、③必要に応じ、適切な関係機関に案内することで、DV被害者への相談体制の強化と支援の充実に寄与する。	B	-	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止措置として、法律相談において、対面でのみ行っていたものを試行的に電話相談も選択できるようにし、外出不安のある市民へも相談の機会を提供した。	継続	引き続き①弁護士による「法律相談」や②カウンセラーによる「あなたの心の相談室」を実施し、③必要に応じ、適切な関係機関に案内することで、DV被害者への相談体制の強化と支援の充実に寄与する。	引き続き①弁護士による「法律相談」や②カウンセラーによる「あなたの心の相談室」を実施し、必要に応じ、適切な関係機関に案内することで、DV被害者への相談体制の強化と支援の充実に寄与する。
3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	高齢者福祉課	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	- DVを含む高齢者虐待の早期発見のため、施設職員、ケアマネ、介護サービス事業者等各相談事業における虐待防止研修を実施することにより対応力の向上や関係機関との連携強化を図り、被害者の早期発見及び支援を行う。 ・市並びに高齢者あんしん相談センターでDVや虐待に関する通報や相談を受けた場合、被害者の保護や養護者への支援をするため、「成年後見制度」の利用をすすめ、介護サービスの導入等、適切な対応を行う。	B	-	新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から令和2年度(2020年度)においては虐待防止研修の実施を見送った。(後見人付与に係る審判請求市長申立て38件)	継続	・DVを含む高齢者虐待の早期発見及び早期支援を、地域の中で行うことができる体制を整備する。 ・介護者の介護負担が虐待に繋がっているケースについて適切な介護サービスの導入により養護者を支援し、虐待の解消を図る。 ・被害者の権利擁護を推進するため、必要に応じて「成年後見制度」の利用を推進する。	・介護サービス事業所等を対象とした虐待防止研修を実施する。 ・介護者の介護負担が虐待に繋がっているケースについて適切な介護サービスの導入により養護者を支援し、虐待の解消を図る。 ・被害者の権利擁護を推進するため、必要に応じて「成年後見制度」の利用を推進する。
3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	障害者福祉課	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	市指定の相談支援事業所5か所と連携し、DVや虐待の防止、支援を行う。	B	-	市指定の委託相談事業所5か所と連携して相談体制を整え、DVや虐待の防止とその支援を行った。 ・相談事業所5カ所所で受けた権利擁護(DV含む虐待・差別等)相談135件(うちDV相談1件)	継続	権利擁護に関する相談件数は毎年数多くあるため、引き続き市指定の委託の相談事業所(5箇所)と連携を密にし、DVや虐待の早期発見と支援を行っていく。	引き続き、市指定の相談支援事業所5か所と連携し、DVや虐待の防止、支援を行う。
3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	生活自立支援課	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	ネットワークを活用し、被害者の安全と生活の安定に向けた支援をする。 ①電話相談、面接相談による助言、情報提供を行う。 ②各関係機関と連携し、速やかな救出を目指す。 ③婦人連絡会等のさまざまな研修機会を通じて、相談員の資質向上を図る。	B	-	①電話・面接相談を通じて、被害者の状況に応じた助言や情報提供を行うことにより、被害者が不安を解消し、安全な生活に繋がる選択ができるよう支援した。 ②警察、東京都女性相談センター等と連携を図ることにより、緊急一時保護へと繋いだ。 ③東京都の専門研修や、婦人連絡会での研修参加により、相談員の能力向上が図れた。	継続	市主催の関係機関連絡会等の懇談機会を通じて、相互理解を深める。 被害者が安心して相談できる環境の整備を進め、潜在化・深刻化しやすい暴被害力の早期発見に繋げる。	ネットワークを活用し、被害者の安全と生活の安定に向けた支援をする。 ①電話相談、面接相談による助言、情報提供を行う。 ②各関係機関と連携し、速やかな救出を目指す。 ③婦人連絡会等のさまざまな研修機会を通じて、相談員の資質向上を図る。
3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	①電話相談や家庭訪問などの保健事業を通してDVが疑われるケースがあった場合、必要に応じて関係機関や専門機関に繋いでDV被害者の支援を行う。 ②職員のスキルアップのための研修参加およびセンター内研修の充実を図る。	B	-	コロナ禍におけるDV等の相談の情報について職員間で共有した。	継続	DVの疑いがあるケースに対して、引き続き関係機関との連携を強化し、適切な支援を行っていく。	①電話相談や家庭訪問などの保健事業を通してDVが疑われるケースがあった場合、必要に応じて関係機関や専門機関に繋いでDV被害者の支援を行う。 ②職員のスキルアップのための研修参加およびセンター内研修の充実を図る。
3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	保健対策課	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	保健所における精神保健福祉相談を通して、DV被害者からの相談に対応した場合、関係機関と連携し被害者の支援に努める。 ①専門医による精神保健福祉相談の実施。 ②保健師による精神保健福祉相談(電話・面接・家庭訪問等)の実施。	B	-	新型コロナウイルス感染症の影響により、相談日数がほぼ半減してしまっていたが、専門医相談後の経過を把握できるよう様式を変更したことで、地区担当保健師が継続支援を行うことができた。	継続	引き続き相談事業を実施し、関係機関と連携し被害者支援に努める。	感染症対策に留意しつつ、早期発見・早期治療を支援できるように事業実施する。
3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	子ども家庭支援センター	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	関係機関と連携しながら、児童虐待防止のため、情報共有を行い、支援対象児童について支援を行っていく。	B	-	子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関として、支援対象児童等について情報共有を図り、支援を行ってきた。 代表者会議1回(書面開催)、実務者会議1回(書面開催)、地域ブロック会議中学校区分科会20回、個別ケース検討会議172回、特定妊婦等進行管理会議36回(地域ブロック会議はコロナウイルス感染症の蔓延のため未開催)	継続	中学校区分科会については、これまで概ね年1回の開催であったが、関係機関の協力もあり、年2回開催の中学校区が増えた。今後は全中学校区において年2回開催できるよう検討していく。	新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じつつ、工夫しながら対応していく。必要な支援が滞らないよう、関係機関との連携を強化していく。
3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	子育て支援課	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	ひとり親家庭の相談の中で、DVの悩みがないか、DVの実態が隠れていないか常に確認するよう徹底する。緊急性の高いケースについては婦人相談員にその場で繋ぐようにする。	B	-	ひとり親家庭の相談の中で、母子・父子自立支援員が、DVの悩みが無い、DVと気付かず生活していないか確認し相談を受け、適切な助言や情報提供をするとともに、婦人相談員に繋いだ。(相談86回)	継続	引き続きひとり親家庭の相談の中で、DVの悩みや虐待の疑いがないか、DVの実態があるか常に確認するよう徹底し、適切な相談窓口へ繋ぐ。	ひとり親家庭の相談の中で、DVの悩みや虐待の疑いがないか、DVの実態が隠れていないか常に確認するよう徹底し、適切な相談窓口に繋ぐ。
3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	教育指導課	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	①教育相談を通してDV被害者を発見した場合、迅速に関係機関と連携し被害者とその子どもの支援に努める。 ②スーパーバイザーを活用した事例検討会の実施。 ③医師を活用した事例検討を含む研修会を実施し相談員の資質向上に努める。	A	-	①主訴ではないものの、家族背景に「配偶者暴力」があったケースに対して、心理の専門的な立場から心のケアや今後の対応についての助言、また関係機関との連携による支援を行った。 ②スーパーバイザー(※相談員に対して、より高い専門的な立場から、助言・指導を行う者)による事例検討会の実施(年6回) ③医師による事例検討会の実施(年2回)	継続	今後も引き続き、教育相談を通してDV被害者を発見した場合には、迅速に関係機関と連携し被害者とその子どもの支援に努める。 ②スーパーバイザーを活用した事例検討会の実施。 ③医師等を活用した事例検討を含む研修会を実施し相談員の資質向上に努める。	①教育相談を通してDV被害者を発見した場合、迅速に関係機関と連携し被害者とその子どもの支援に努める。 ②スーパーバイザーを活用した事例検討会の実施。 ③医師等を活用した事例検討を含む研修会を実施し相談員の資質向上に努める。
3	(6)	⑫	18	被害者の安全確保のための支援	高齢者福祉課	被害者の安全確保のための支援	・介護事業所や医療機関等、業務を通じて本人の状況を確認できる関係機関と連携を図り、虐待を受けた本人の意向確認、または判断能力のない高齢者についての客観的判断を行うことにより、適切な支援を実施する。 ・施設等と契約により居室やベッド等、緊急時の一時保護の受入れ先を確保し、虐待を受けた本人の保護を行う。 ・施設職員、ケアマネ、介護サービス事業者などに、高齢者虐待防止研修を実施し、日常的な対応力の向上を図る。	B	-	ショートステイや緊急一時保護の実施により、高齢者のいる家族において生活の安定が図られ、介護に携わる家族等の負担が軽減された。 新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から令和2年度(2020年度)においては虐待防止研修の実施を見送った。	継続	・介護事業所や医療機関等と連携を図り、被虐待者本人の状態と意向を確認できる体制を整備する。 ・被虐待者の安全を迅速に確保するため、円滑に被虐待者を緊急保護する。 ・施設職員や介護サービス事業者等の虐待対応の能力向上を図る。	・緊急一時保護事業及び生活支援ショートステイを継続実施する。 ・老人福祉法の規定に基づき適切に権限行使する(措置等) ・介護サービス事業所等を対象とした虐待防止研修を実施する。
3	(6)	⑫	18	被害者の安全確保のための支援	障害者福祉課	被害者の安全確保のための支援	緊急一時保護の体制を維持し、関係機関と連携し、DV被害者の安全確保を図る。	B	-	被虐待者の安全確保のための施設への一時保護を実施した。(全体保護件数3件4泊分)	継続	保護件数及び保護日数は例年大幅な変化はない。相談を受ける中で分離すべきか、障害福祉サービス提供が有効なのか的確な状況判断が必要であり、そのためにも職員のスキルアップを図り、DV等に対応できる体制を整え、虐待の早期発見早期対応および未然に防ぐための積極的な周知徹底を図る。	引き続き、緊急一時保護の体制を維持し、関係機関と連携し、DVや虐待被害者の安全確保を図る。
3	(6)	⑫	18	被害者の安全確保のための支援	生活自立支援課	被害者の安全確保のための支援	関係機関とのスムーズで緊密な連絡調整を行い、情報管理を徹底してDV被害者やその子どもへの適切な対応を行う。 ①一時保護施設の利用援助及び緊急一時保護者の支援を行う。 ②安全確保のため関係機関への情報提供及び意見書の発行を行う。	B	-	①警察等、関係機関と連携し、緊急一時保護として東京都女性相談センター等への入所支援を行った。(緊急一時保護8件) ②・住民基本台帳支援措置(閲覧等制限)の手続き等を支援。 ・同伴児童がいる場合に教育委員会レベルの転校手続きを支援。	継続	関係機関との連携強化を進め、支援体制を整えて、被害者の安全確保のための緊急一時保護に適切に繋げる。	関係機関とのスムーズで緊密な連絡調整を行い、情報管理を徹底してDV被害者やその子どもへの適切な対応を行う。 ①一時保護施設の利用援助及び緊急一時保護者の支援を行う。 ②安全確保のため関係機関への情報提供及び意見書の発行を行う。

令和2年度(2020年度)所管課自己評価一覧

参考資料

重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	所管課	令和2年度(2020年度)の取組内容	令和2年度(2020年度)取組実績・効果	所管課自己評価	評価の理由 ※「C」又は「D」の場合のみ記入。	令和元年度(2019年度)からの変更点・工夫点	今後の方向性	今後の展開	令和3年度(2021年度)の取組(予定)
3	(6)	⑫	19	民間シェルターへの運営支援による被害者の安全確保	男女共同参画課	①DV被害者の緊急一時保護事業を民間事業者に委託することにより、DV被害者の安全確保及び被害者に対し柔軟に対応できるようにする。 ②DV被害者の生活支援のため、民間シェルターに物資の提供をする。	①DV被害者緊急一時保護事業を民間事業者へ委託(利用世帯2世帯) ②庁内及び民間団体へ物資の提供を呼びかけるとともに、物資を民間シェルターへ提供	B	-	DV被害者緊急一時保護事業を民間事業者に委託した。	継続	民間事業者にDV被害者緊急一時保護事業を委託し、引き続きDV被害者の安全確保を図る。また、DV被害者への物資の提供により生活支援を引き続き行っていく。	①DV被害者の緊急一時保護事業を民間事業者に委託することにより、DV被害者の安全確保及び被害者に対し柔軟に対応できるようにする。 ②DV被害者の生活支援のため、民間シェルターに物資の提供をする。
3	(6)	⑫	20	外国人被害者のための通訳等の支援	多文化共生推進課	①「在住外国人のためのサポートデスク」におけるDV相談 ②DV被害者からの相談における「語学ボランティア」の派遣等 ③DV被害者からの相談における多文化共生推進課職員・多文化共生推進事業協力員の派遣及びテレビ電話通訳の活用等 ④外国人向け情報誌にDVに関する内容を掲載	①「在住外国人のためのサポートデスク」におけるDV相談0件 ②DV被害者からの相談における「語学ボランティア」の派遣等0件 ③DV被害者からの相談における多文化共生推進課職員・多文化共生推進事業協力員の派遣及びテレビ電話通訳の活用等(通訳3件、テレビ電話通訳2件) ④外国人向け情報誌にDVに関する内容を掲載	B	-	令和2年度(2020年度)よりタブレット端末を利用したテレビ電話通訳サービスを導入。外国語話者が来庁した際、より迅速な多言語対応が可能になった。	継続	引き続き、相談窓口や通訳の支援体制を整える。また、言葉の問題で情報が届きにくい外国人市民へ周知に努める。	①「在住外国人のためのサポートデスク」におけるDV相談 ②DV被害者からの相談における「語学ボランティア」の派遣等 ③DV被害者からの相談における多文化共生推進課職員・多文化共生推進事業協力員の派遣及びテレビ電話通訳の活用等 ④外国人向け情報誌にDVに関する内容を掲載予定
3	(6)	⑫	20	外国人被害者のための通訳等の支援	男女共同参画課	関係機関と連携、協力して支援を行うことにより、外国人DV被害者の安全確保に取り組む。 ①外国人向けの情報紙にDVと相談に関する情報を掲載 ②相談に関する案内が掲載されている男女共同参画センターパンフレットの翻訳版を配布 ③関連機関との連携によりDV講座を開催	①外国人向け情報誌「Ginkgo」11月号にDVと相談に関する記事を掲載 ②相談に関する案内を掲載した男女共同参画センターパンフレットの翻訳版(英語、中国語、ハンガール語)を配布 ③八王子国際協会主催の語学ボランティア研修会へ相談員1名を講師派遣	B	-	-	継続	外国人への対応には言葉の壁などの問題があり、支援の仕方についても方法を工夫する必要がある。引き続き関係機関と積極的に情報共有を行いながら対応していく。	関係機関と連携、協力して支援を行うことにより、外国人DV被害者の安全確保に取り組む。 ①外国人向けの情報紙にDVと相談に関する情報を掲載 ②相談に関する案内が掲載されている男女共同参画センターパンフレットの翻訳版を配布 ③関連機関との連携によりDV講座を開催
3	(6)	⑫	21	住民基本台帳事務における支援措置	市民課	的確な判断と正確な事務処理を行うために、市民課の窓口担当職員向けの研修を設けた。	①支援措置件数・支援対象者数 ・本市への申出に基づく支援措置283件571名 ・他市からの通知に基づく支援措置404件701名 ②情報交換会及び連携会議 ・近隣自治体による情報交換会 中止 ・相談機関との連携会議 中止	B	-	相談・申出及び変更の件数が増加しているため、確実な支援を維持するべく相談記録を充実させ、担当内の連絡を密に行うようにした。	継続	年々増加傾向にある支援申出に係る相談・受付から住民票や戸籍の附票の写しの請求拒絶に至るあらゆる場面で、的確な判断と正確な事務処理を行うために、担当内で情報共有を行い、研修の機会を設ける。	的確な判断と正確な事務処理を行うために、市民課及び事務所の窓口担当職員向けの研修を設ける。
3	(6)	⑫	22	児童・生徒の安全確保と就学に関する支援	学務課	①DV被害者の子どもの就学に関する手続きについての支援を実施及び被害者の子どもの情報管理の徹底 ②DV被害者の安全確保及び生活の安定のための支援の実施	①DV被害により住民登録が行えない場合、居住地を確認することで学校への就学手続きが行えるように対応するとともに、「学齢簿システム」のフラグや備考欄に入力し、住所・氏名変更などについての情報管理の徹底を図った。 ②関係機関の紹介、就学援助制度の案内を行った。	B	-	-	継続	引き続き、DV被害者の子どもの就学に関する手続きについて支援を行い、DV被害者とその子どもの情報管理を徹底する。	①DV被害者の子どもの就学に関する手続きについての支援を実施及び被害者の子どもの情報管理の徹底 ②DV被害者の安全確保及び生活の安定のための支援の実施
3	(6)	⑬	23	被害者の就労等における支援の実施	男女共同参画課	DV被害者の自立を支援するために、講座を通じて就業等様々な支援制度について情報提供する。	DV被害者支援講座「弁護士に聞きたい!DVからワタシを守る法律知識とグループ相談会」外2講座参加者延べ10名	B	-	-	継続	DV被害者支援講座は、周知方法に制約があることや申込者の心身状態により参加が困難になることから、例年参加者が少数であるが、自治体としては、被害者自身の人生の再構築と再出発ができるように支援していくことが求められている。今後も支援が必要な方に、情報が行き届くよう、引き続き周知方法や講座内容を工夫していく。	DV被害者の自立を支援するために、講座を通じて就業等様々な支援制度について情報提供する。
3	(6)	⑬	23	被害者の就労等における支援の実施	生活自立支援課	あらゆる社会資源を活用し、関係機関と協力して、DV被害者の状況に応じた就労等の自立に向けた支援や助言を行う。	DV被害者の自立した生活に向けて、就労支援員等による面談を行った。ハローワーク、NPO法人、民間企業と連携して、個々の状況に応じた支援メニューを選定し、就労に繋げ、自立を支援した。また避難先の相談機関と支援方針を共有し、早期就労を実現した。	B	-	-	継続	被害者のおかれた個々の状況に適切に対応できるよう、関係機関と連携してさまざまな就労先を確保するとともに、自立支援に繋がる相談・支援を行う。	あらゆる社会資源を活用し、関係機関と協力して、DV被害者の状況に応じた就労等の自立に向けた支援や助言を行う。
3	(6)	⑬	23	被害者の就労等における支援の実施	子育て支援課	関係機関と連携し、母子生活支援施設入所や就労支援が必要なDV被害者に対して、自立に向けた支援を行っていく。	ひとり親家庭の親に就業支援専門員による就業相談と、就労生活相談窓口による就業支援を行った。 ・就業支援専門員による相談64件 ・就労生活相談窓口(委託)による相談132件	B	-	来所者と支援方針を共有することとした。	継続	引き続き、関係機関と連携し、母子生活支援施設入所や就労支援が必要なDV被害者に対して、自立に向けた支援を行っていく。	関係機関と連携し、母子生活支援施設入所や就労支援が必要なDV被害者に対して、自立に向けた支援を行っていく。
3	(6)	⑬	24	被害者の子育てに関する手当支給の継続に対する支援	子育て支援課	児童手当申請時においてDV被害者に対し、児童扶養手当の遺棄及びDV保護命令による申請の案内を行う。	・令和2年度(2020年度)中の遺棄による児童扶養手当申請者1件(支給要件が遺棄による受給者数7件) ・令和2年度(2020年度)中のDV保護命令による児童扶養手当申請者0件(支給要件がDV保護命令による受給者2件)	B	#VALUE!	-	継続	引き続き、支援相談窓口等と連携を取りながら制度の周知を図る。	児童手当申請時においてDV被害者に対し、児童扶養手当の遺棄及びDV保護命令による申請の案内を行う。
3	(6)	⑬	25	被害者の国民健康保険加入等の手続きに対する支援	保険年金課	DV被害者の国民健康保険加入等の手続きについて関係機関と連絡調整を行い、保険証の交付及び医療機関等の受診に支障がないよう支援することにより、DV被害者を適切に医療につなげる。また、情報連携による情報漏えいを防ぎ、DV被害者の個人情報保護を確保する。	関係機関との連絡調整や情報提供を行い、DV被害者が適切な支援を受けられるような手続き等を行った(7件)。 また、国民健康保険システムにおいてDVフラグが表示された被害者に関して電話で問い合わせがあった際や郵送でのやり取りが必要な際には、各課と連携をして、個人情報を漏らさないように細心の注意を払った。 さらに、情報連携による個人情報漏えいを防止するため、相談があった際は自動応答不可フラグや不表示フラグを設定し対応した。	B	-	-	継続	今後もDV被害者が医療機関等の受診に支障がないよう、保険証の交付・関係機関との調整等を行い、DV被害者を適切に医療につなげる。	引き続き、DV被害者の国民健康保険加入等の手続きについて関係機関と連絡調整を行い、保険証の交付及び医療機関等の受診に支障がないよう支援することにより、DV被害者を適切に医療につなげる。 また、情報連携による情報漏えいを防ぎ、DV被害者の個人情報保護を確保する。
3	(6)	⑬	26	被害者の住宅に関する支援	住宅政策課	職員が相談者の心情を汲み取ることができるように庁内研修等に積極的に参加させる。また、男女共同参画課や生活自立支援課などの関係各所管と住宅に係る支援制度について情報共有を図る。	男女共同参画課や生活自立支援課等の各関係所管と連携し、情報共有を図り、DV被害者に対して住宅に係る支援制度の説明を行った。	B	-	職員が窓口や電話等で相談を受けた内容を対応終了後に担当内で情報共有し、対応内容の振り返りを行うことで職員間でDV支援に対する意識の向上に努めた。	継続	DV被害者の支援に対する各職員の意識向上に継続して努めるとともに、被害者が住宅相談をしやすいうように、相談窓口や制度について普及啓発を図る。	相談件数が少ないため、職員のスキルが低下しないよう庁内研修等に積極的に参加し、各担当職員が相談者の心情に寄り添い、相談者のニーズを的確に把握できるよう努める。また、各種支援制度を的確に案内できるよう知識の向上を図る。

令和2年度(2020年度)所管課自己評価一覧

参考資料

重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	所管課	令和2年度(2020年度)の取組内容	令和2年度(2020年度)取組実績・効果	所管課自己評価	評価の理由 ※「C」又は「D」の場合のみ記入。	令和元年度(2019年度)からの変更点・工夫点	今後の方向性	今後の展開	令和3年度(2021年度)の取組(予定)
3	(6)	⑬	27	保育所、学童保育所等の入所に関する支援	保育幼稚園課	①DV被害者の自立や生活の安定を図るため、DV被害者やその子への対応として、保育施設の入所手続の相談に対して、情報提供や連絡調整等の連携を関係機関と密にしたうえで、適切な助言をする。②対応にあたっては、安全に配慮するとともに、情報管理や文書等の取扱いに十分配慮する。	①保育施設の入所手続の相談において、DV被害者やその子への対応として、子ども家庭支援センターや児童相談所と情報共有等連携し、適切な判断をするための助言を行った。 ②対応する際には、個人情報の保護に十分配慮した。 ③職員のスキルアップのため、庁内の研修に参加し、資料を担当内で供覧した。	B	-	-	継続	保育施設等の入所に関する手続において、今後もDV被害者やその子への対応をする中で、様々な事案に対応できるよう関係機関との連携を密に図っていく。	保育施設等の入所に関する手続において、DV被害者やその子への対応をする中で、様々な事案に対応できるよう関係機関との連携を密に図り、適切な対応・支援を行っていく。
3	(6)	⑬	27	保育所、学童保育所等の入所に関する支援	青少年若者課	DV被害者の自立や生活の安定を支援するため、DV被害者が養育する子どもの学童保育所の入所に、関係機関と連携し支援をしていく。	DV被害者の自立や生活の安定を支援するため、DV被害者が養育する子どもの学童保育所の入所に、関係機関と連携し、優先的な入所や日常の様子を伝えるなど、個人情報の適切な取り扱いを行い適切な支援を図った。	B	-	新型コロナウイルス感染症による小学校休業期間中の登所自粛要請時も、関連所管と連携を図り、必要な子どもを受入れ支援を行った。	継続	DV被害等があると申し出た申請者が安心して子どもを預けられるよう個人情報の適切な取り扱いに努め、DV被害者の自立や生活の安定を支援する。	新型コロナウイルス感染症による家庭への影響に配慮するとともに、引き続き、DV被害者の自立や生活の安定を支援するため、DV被害者が養育する子どもの学童保育所の入所に、関係機関と連携し支援をしていく。
3	(6)	⑭	28	配偶者暴力相談支援センター機能の検討	男女共同参画課	配偶者からの暴力の防止及びDV被害者の保護を図るため、東京都女性相談支援センター及び警察署との連携を充実させるとともに、庁内関係所管の支援内容を各所管が理解し、連携して支援を行うことで配偶者暴力相談支援センター機能を果たす。	DV被害者支援関係機関担当者会(年1回)を実施し、具体的な支援内容について情報共有を行った。 また、DV相談業務など個別の案件では、男女共同参画センターで相談業務を実施する職員から生活自立支援課の婦人相談員や子ども家庭支援センターへ必要に応じて情報提供を行うなど、DV被害者それぞれの事情に合わせ、適切な関係所管と連携して対応した。	B	-	DV被害者支援関係機関担当者会においては、各機関における新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるDV被害者への対応状況を書面開催により振り返った。	継続	各会議での情報交換や関係機関への情報提供により、DV被害者に対する適切な支援につながっており、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たしていると言える。引き続き、各関係機関と積極的に連携を図り、配偶者暴力相談支援センター機能を果たすよう努めていく。	配偶者からの暴力の防止及びDV被害者の保護を図るため、東京都女性相談支援センター及び警察署との連携を充実させるとともに、庁内関係所管の支援内容を各所管が理解し、連携して支援を行うことで配偶者暴力相談支援センター機能を果たす。
3	(7)	⑮	29	警察・女性相談センター等関係機関との連携	男女共同参画課	DV被害者の相談から自立に向けた切れ目のない支援を行うために、関係機関と情報を共有し、DV防止、早期発見、被害者の自立に向けて連携を強化する。 ①DV被害者支援関係機関担当者会の開催並びに関係所管への情報提供及び情報共有 ②相談業務に従事する職員を対象に実務的な研修等への参加	①DV被害者支援関係機関担当者会(年1回)を書面実施 ②男女共同参画センターで相談業務を実施する職員の東京都等が開催するWeb研修等への参加	B	-	DV被害者支援関係機関担当者会においては、各機関における新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるDV被害者への対応状況を書面開催により振り返った。	継続	各関係機関が支援内容について相互理解を深めるとともに、情報を共有することで、適切な連携を図ることができ、DV被害者への円滑な支援につながっている。今後も関係機関の連携をより一層強化していく。	DV被害者の相談から自立に向けた切れ目のない支援を行うために、関係機関と情報を共有し、DV防止、早期発見、被害者の自立に向けて連携を強化する。 ①DV被害者支援関係機関担当者会の開催並びに関係所管への情報提供及び情報共有 ②相談業務に従事する職員を対象に実務的な研修等へ派遣
3	(7)	⑮	30	D V 被害者支援を行う民間団体への支援	男女共同参画課	DV被害者支援を行う民間団体への支援を行うことで、DV被害者の状況に応じた切れ目のないきめ細かい対応を行う。 ①DV被害者支援を行う民間団体への活動場所を確保 ②民間団体の活動内容を周知 ③民間団体へDV被害者支援に関する情報を提供	①DV被害者支援団体に対し、年間を通じて活動場所を提供(2団体・各月2回) ②DV被害者支援団体の活動内容を周知 方法：ホームページ・広報・センターだより・はれっとへの掲載、カード配架、ポスター掲示 ③DV被害者支援団体に対し、研修等の東京都からの情報を随時提供	B	-	-	継続	民間団体が安定したDV被害者の支援をすることでDV被害者に対しよりきめ細やかな対応が行われている。官民協働により、DV被害者の安全を保つため、民間団体へ活動場所の提供や情報の周知を継続して行っていく。	DV被害者支援を行う民間団体への支援を行うことで、DV被害者の状況に応じた切れ目のないきめ細かい対応を行う。 ①DV被害者支援を行う民間団体への活動場所を確保 ②民間団体の活動内容を周知 ③民間団体へDV被害者支援に関する情報を提供
4	(8)	⑯	31	女性のための相談の実施及び関係機関との連携	男女共同参画課	さまざまな悩みや問題を抱えている女性が安心して暮らしていけるよう、女性のための電話による総合相談と専門の女性相談を実施する。	全相談件数3,515件 (内訳) ・女性のための総合相談3,098件 ・女性のための専門相談417件	B	-	女性のための専門相談については、令和元年度までは対面形式のみの相談だったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛でも相談に繋がることできるよう、対面及び電話形式の相談とした。	継続	相談者が置かれている状況は、さまざまな悩みや問題が重なることでより困難なものとなっている。引き続き、電話での総合相談や専門相談を実施し、相談者が安心して暮らしていけるようきめ細やかな相談・支援を行っている。 また、相談事業は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から対面に加え実施した電話相談の需要があるため、今後も電話相談を引き続き実施していく。	女性を抱えるさまざまな悩みや問題について、相談員による電話での総合相談と、専門の女性相談員による専門相談を実施することにより、安心して暮らせるよう支援する。 女性のための相談の周知は、子育て情報モバイルサイト「はち☆ベビ」、ひとり親家庭支援情報メールマガジン「はち☆エール」、八王子市公式LINE及び防災メールなど様々な発信ツールを活用して行う。
4	(8)	⑯	31	女性のための相談の実施及び関係機関との連携	生活自立支援課	さまざまな困難を抱えた女性が、安心して相談できる場を提供し、女性が自らの意思で自立生活を築いていけるよう、関係機関と連携して、有益な情報の提供・助言を行う。	生活に困窮した女性、あるいは生きづらさを抱えた女性に対して早期相談の窓口を提供し、さまざまな困難を抱えた女性も安心して生活ができる地域づくりのため、関係機関、団体等との連携を進めた。	B	-	-	継続	さまざまな困難を抱えた女性に、その尊厳を尊重し、より適切な支援を寄り添いながら行えるよう努め、そのためにさらに関係機関、地域との連携を進める。	さまざまな困難を抱えた女性が、安心して相談できる場を提供し、女性が自らの意思で自立生活を築いていけるよう、関係機関と連携して、有益な情報の提供・助言を行う。
4	(8)	⑯	31	女性のための相談の実施及び関係機関との連携	子育て支援課	①困難を抱えている女性に対して、母子・父子自立支援員による相談を本庁舎及び南口総合事務所(月1回)で実施し、生活の自立に向けた支援を行う。 ②弁護士による養育費等の法律相談(月1回)を南口総合事務所等実施し、弁護士によるアドバイスを行い、安心して暮らせるよう支援する。	①相談合計4,242回(うち南口総合事務所における相談は4回実施し、5件の相談を受けた) ②弁護士による養育費などの法律相談を毎月1日開催し、合計42名の相談を行った。	B	-	新型コロナウイルス感染症の影響により、5月の弁護士相談を電話で実施した。	継続	①困難を抱えている女性に対して、相談を継続的に、自立に向けた支援を行う。困ったことがあったら母子・父子自立支援員に相談につながるように、信頼関係を築いていく。 ②法律相談は、希望者が多いため、月1回引き続き行っていき、相談後は支援員がサポートしていくようにする。	①困難を抱えている女性に対して、母子・父子自立支援員による相談を本庁舎及び南口総合事務所(月1回)で実施し、生活の自立に向けた支援を行う。 ②弁護士による養育費等の法律相談(月1回)を南口総合事務所等実施し、弁護士によるアドバイスを行い、安心して暮らせるよう支援する。
4	(8)	⑰	32	性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実	男女共同参画課	「アダルトビデオ出演強要問題」や「JKビジネス問題」など、若年層を対象とした性暴力防止のための意識啓発、また、性犯罪・性暴力被害者支援として、ワンストップ支援センターについて情報提供を行う。	①性暴力防止に関する情報が掲載された資料を配架 ②ホームページにおいて「アダルトビデオ出演強要」や「JKビジネス」、「性暴力・性犯罪」に関する被害事例や相談窓口等の情報を掲載 ③大学コンソーシアム八王子が発行している情報誌「BIG WEST」に、性暴力救済センター・東京の情報を掲載	B	-	国が「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」において、今後3年間を性犯罪・性暴力の対策期間として取組を強化することとしている。これを受け、本市においてもFacebook、Twitter、防災メールにおける配信や、事務所、市民センターにSARC東京のパフレットを配架した。	継続	若年層を対象とした性暴力被害の未然防止に向け、引き続き、意識啓発や情報提供など積極的な働きかけを行う。	「アダルトビデオ出演強要問題」や「JKビジネス問題」など、若年層を対象とした性暴力防止のため、ホームページ等で意識啓発と情報提供を行う。
4	(8)	⑰	32	性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実	青少年若者課	性暴力被害防止に繋がると考えられる情報があれば、会議の場などを利用して青少年の健全育成を担う関係団体に情報提供を行う。 また、青少年育成指導員の地域巡回は、都知事による外出自粛要請の期間外に実施する。	SNSの利用に関する注意喚起を含めたリーフレットを作成し、学校を始め関係団体に配布した。(49,000部) さらに、青少年育成指導員が、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、夜間巡回を行った。(市内37全中学校区)	B	-	リーフレットについては、文字・文章中心の構成から、文字やレイアウト等を工夫し、見やすいリーフレットに改善した。 また、育成指導員による巡回活動についても、マスク着用の徹底や、オンライン環境を活用した情報共有など、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施した。	継続	引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、情報提供、啓発、巡回活動を行う。	性暴力被害防止につながると考えられる情報があれば、会議の場などを利用して青少年の健全育成を担う関係団体に情報提供を行う。 また、青少年育成指導員の地域巡回も継続して行う。
4	(8)	⑰	33	性の商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発	男女共同参画課	性の商品化やメディアリテラシーについての意識啓発のための講座等を実施する。	①講座「女の子のためのココロとカラダのはなし」参加者24名 ②講座「女性のためのフレッシュアップ講座」参加者20名	B	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、規模を縮小し実施した。 講座「女の子のためのココロとカラダのはなし」では、ワークショップ形式を取り入れ、リブドクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)を実践するための課題と対応策について考え、参加者全員で共有を図るとともに、「(仮称)男女共同参画推進条例」の基礎資料の取集を図った。	継続	親子を対象とした講座では女性の保護者の参加が多く、男性の保護者に対しては性的商品化やメディアリテラシーについて意識啓発を行うため、すべての人が参加しやすい休日に講座の開催日を設定する。	性的商品化やメディアリテラシーについての意識啓発のための講座を実施する。

令和2年度(2020年度)所管課自己評価一覧

参考資料

重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	所管課	令和2年度(2020年度)の取組内容	令和2年度(2020年度)取組実績・効果	所管課自己評価	評価の理由 ※「C」又は「D」の場合のみ記入。	令和元年度(2019年度)からの変更点・工夫点	今後の方向性	今後の展開	令和3年度(2021年度)の取組(予定)
4	(8)	⑰	34	セクシュアル・ハラスメント等防止についての意識啓発と情報提供	男女共同参画課	セクシュアル・ハラスメント防止のための資料を収集し、情報提供する。	①セクシュアル・ハラスメントについての情報を掲載した資料を配架 ②男女雇用平等セミナー「女性活躍のための法知識とハラスメント対策」参加者延べ79名 ※東京都労働相談情報センター八王子事務所共催	B	-	-	継続	セクシュアル・ハラスメントはまだまだ無くない課題であるため、継続的に意識啓発と情報提供を行っていく。	セクシュアル・ハラスメント防止のための資料を収集し、情報提供する。
4	(8)	⑰	34	セクシュアル・ハラスメント等防止についての意識啓発と情報提供	安全衛生管理課	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメントを含むハラスメント防止に関する研修や情報提供を行う。 ①職員へのハラスメント防止に向けた周知・啓発eラーニングを用いた研修の実施。 ②管理職への外部講師による研修の実施。 ③相談窓口の周知や情報提供。ハラスメント相談員の育成を図り、相談体制の充実を図る。	①管理職対象ハラスメント防止研修を1月15日に講義式で開催した。講義式に参加しない管理職に対しては動画視聴式で研修を実施し、合計で84.2%の受講率であった。 ②一般職対象のハラスメント防止研修は7月27日～8月31日にeラーニングで実施し、69.0%(書面での受講は除く)の受講率であった。 ③会計年度任用職員の新規採用時には、相談方法やハラスメント研修資料の内容を周知している。 ・相談員相談受付2件	B	-	・研修形式に動画視聴やeラーニングを取り入れ、より多くの職員が参加できる形式に変更した。 ・ハラスメント防止基本方針・要綱等の改正準備を進め、令和3年度(2021年度)4月からの施行とする。	継続	ハラスメント相談窓口を周知することは継続し、職場内でのラインケアの重要性についても、管理職を中心として周知を行っていく。 ※ラインケア…労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境等の改善や労働者に対する相談対応を行うもの。	引き続き、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメントを含むハラスメント防止に関する研修や情報提供を行う。 ①職員へのハラスメント防止に向けた周知・啓発eラーニングを用いた研修の実施。 ②管理職への外部講師による研修の実施。 ③相談窓口の周知や情報提供。ハラスメント相談員の育成を図り、相談体制の充実を図る。
4	(8)	⑱	35	性的指向・性自認についての調査・研究	総務課	都や他自治体との会議、市民へのアンケート(未定)などによる情報収集を行う。	東京都区市町村性自認及び性的指向に関する施策推進連絡会が書面開催され、情報共有を図った。	B	-	-	継続	国や都、他自治体の動向を注視しながら調査・研究を進めていく。また、地域での現状把握に努める。	都や他自治体との会議、市民へのアンケート(未定)などによる情報収集を行う。
4	(8)	⑱	36	性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供	男女共同参画課	性的指向・性自認など、性の多様性を尊重するための意識啓発と情報提供を行う。 ①LGBT電話相談を実施 ②チラシを配架	①LGBT電話相談を実施(相談件数14件) ②チラシを配架	A	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、講演会を中止した。	継続	相談者はさまざまな悩みや問題を抱えているため、引き続き電話での相談を実施する。	①調査・研究のための統計を取るとともに、性的指向・性自認など、性の多様性を尊重するための意識啓発と情報提供を行う。 ②小中学校の生徒を対象にチラシを配布して周知を図る。
4	(8)	⑱	36	性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供	総務課	関連所管と連携し、各種イベントにおいて啓発チラシを配布する。	フラワーフェスティバル由木やいちょう祭りが中止となりイベントでの配布は行えなかったが、窓口において啓発チラシ等を配布した。	B	-	-	継続	引き続き、各種イベントにおいて啓発チラシを配布し、市民周知を図る。	関連所管と連携し、各種イベントにおいて啓発チラシを配布する。
4	(8)	⑱	36	性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供	職員課	担当所管が職員向けの研修等を実施する際には、効果をより高めるため連携して取り組む。	東京都市町村職員研修所「人権啓発研修」(テーマ「LGBT」)受講者22名	B	-	-	継続	引き続き担当所管と連携して研修実施に取り組む。	担当所管が職員向けの研修等を実施する際には、効果をより高めるため連携して取り組む。
5	(9)	⑲	37	女性の健康づくりに関する普及啓発	男女共同参画課	妊娠・出産と性にかかわる健康についての意識啓発と情報提供を行うことにより、女性の性の健康に関する理解を深める。	①講座「女の子のためのココロとカラダのはなし」参加者24名 ②講座「女性のためのフレッシュアップ講座」参加者20名	B	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、規模を縮小し実施した。 講座「女の子のためのココロとカラダのはなし」では、ワークショップ形式を取り入れ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)を実践するための課題と対応策について考え、参加者全員で共有を図るとともに、「(仮称)男女共同参画推進条例」の基礎資料の収集を図った。	継続	女性だけでなく男性に対しても女性の性の健康に関する意識啓発を行うため、就労している男性も参加しやすい休日に講座の開催日を設定する。	妊娠・出産と性にかかわる健康についての意識啓発と情報提供を行うことにより、女性の性の健康に関する理解を深める。
5	(9)	⑲	37	女性の健康づくりに関する普及啓発	健康政策課	5月の健康フェスタ・食育フェスタ(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止)、3月の女性の健康週間等のイベントを通じて、女性特有の疾病について普及啓発を行う。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、各種イベントは行えなかったが、女性特有の疾病についてのホームページを作成し普及啓発を行った。	B	-	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、イベントではなくホームページでの普及啓発とした。	継続	より多くの市民に対して、女性の健康づくりに関する普及啓発を行う。 特に若い世代に向けた女性特有の疾病についての普及啓発、情報発信を行う。	秋頃開催予定の健康フェスタ・食育フェスタ(例年5月開催)、3月の女性の健康週間等のイベントを通じて、女性特有の疾病について普及啓発を行う。
5	(9)	⑲	37	女性の健康づくりに関する普及啓発	成人健診課	がん検診、健康診査の受診率の向上、また、がん検診の精密検査受診率90%(国の目標値)の維持を目指し、疾病の早期発見・早期治療による市民の健康増進に寄与する。 がん予防の視点に加え、がん患者支援についても、両中核病院に設置されたがん相談支援センターと情報交換をする中で、基礎自治体として行うべき支援を検討していく。	がん検診無料クーポン券の送付(5月14日 女26,577通)やがん検診の受診勧奨・再勧奨通知(6~11月)の送付により、質の高いがん検診をより多くの方に受診していただき、市民の健康増進に寄与することができた。受診者数は以下のとおり。 【受診者数】 胃がんエックス線検診受診者(女性のみ)…600名 胃がん内視鏡検診受診者(女性のみ)…4,180名 肺がん検診受診者(女性のみ)…13,860名 大腸がん受診者(女性のみ)…29,213名 乳がん検診受診者(女性のみ)…10,710名 子宮頸がん検診受診者(女性のみ)…17,586名 特定健康診査受診者(女性のみ)…20,768名 18-39歳受診者(女性のみ)…595名 ・がん患者支援のためのガイドを作成し、市内医療機関等に配架した。がん患者やその家族が抱える治療、生活、仕事といった様々な疑問や不安を解決するため、然るべき窓口へつなげることができた。	A	-	コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、講座等のイベントに関しては中止。	継続	講座等、イベント形式による普及啓発を実施。	女性(若い世代)を対象に婦人科系疾患をテーマとした普及啓発のイベントを実施。 がん予防の視点はもちろん、がん患者支援についても、両中核病院に設置されたがん相談支援センターと情報交換をする中で、基礎自治体として行うべき支援を検討していく。
5	(9)	⑲	37	女性の健康づくりに関する普及啓発	大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター	妊娠・出産・子どもの健診等のイベント時に母自身の健康に関する情報提供や相談を行う。 ①妊娠期の教育の際、母(及びパートナー)の健診や生活習慣の改善の重要性を伝え、必要に応じ健康相談を実施する。 ②出生連絡カード、乳児医療証からの出生情報をもとに、生後4か月までのあかちゃん訪問の際、母の体調や気持ちに対する相談、身体の変化や健康に関する情報提供を行う。産後うつ予防と早期対応の充実を図るため、母親に対して質問用紙を用いたスクリーニングを全訪問で導入する。 ③引き続き、乳幼児健診時に、集団でがん検診等をすすめる。	①妊娠期の教育(ハバママクラスほか)の際に、母(及びパートナー)の健診の必要性や生活習慣の改善等について説明した。(ハバママクラス等参加27回・488名) ②あかちゃん訪問時に、産後うつ病質問票を全訪問で導入し、産婦の心理面の支援の強化を図った。(実施2,508件) ③乳幼児健診時において、特定健診及びがん検診の推奨を行い健康に過ごせるよう勧めた。(3~4か月児、1歳6か月児、3歳児健診142回・7,005名)	B	-	コロナ禍による事業の休止や実施形態の変更等があったが、女性の健康についての情報提供の場面であることの意識を継続した。	継続	女性特有の体の変化に応じた支援を行う。特に、妊娠期や子育て期における女性への健康支援を実施していく。	妊娠・出産・子どもの健診等のイベント時に母自身の健康に関する情報提供や相談を行う。 ①妊娠期の教育の際、母(及びパートナー)の健診や生活習慣の改善の重要性を伝え、必要に応じ健康相談を実施する。 ②出生連絡カード、乳児医療証からの出生情報をもとに、生後4か月までのあかちゃん訪問の際、母の体調や気持ちに対する相談、身体の変化や健康に関する情報提供を行う。産後うつ予防と早期対応の充実を図るため、産後うつ病質問票の活用を継続する。 ③引き続き、乳幼児健診時に、集団でがん検診等をすすめる。

令和2年度(2020年度)所管課自己評価一覧

参考資料

重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	所管課	令和2年度(2020年度)の取組内容	令和2年度(2020年度)取組実績・効果	所管課自己評価	評価の理由 ※「C」又は「D」の場合のみ記入。	令和元年度(2019年度)からの変更点・工夫点	今後の方向性	今後の展開	令和3年度(2021年度)の取組(予定)
5	(9)	19	38	女性の健康づくりに関する支援	成人健診課	がん検診、健康診査の受診率の向上、また、がん検診の精密検査受診率90%(国の目標値)の維持を目指し、疾病の早期発見・早期治療による市民の健康増進に寄与する。	【受診者数】 胃がんエックス線検診受診者(女性のみ)…600名 胃がん内視鏡検診受診者(女性のみ)…4,180名 肺がん検診受診者(女性のみ)…13,860名 大腸がん受診者(女性のみ)…29,213名 乳がん検診受診者(女性のみ)…10,710名 子宮頸がん検診受診者(女性のみ)…17,586名 特定健康診査受診者(女性のみ)…20,768名 18-39歳受診者(女性のみ)…595名	A	-	胃がん内視鏡検診の上限年齢を77歳まで拡大。	継続	令和2年度(2020年度)にはコロナウイルス感染症の影響により、受診者数が減少したことを受け、コロナ禍においても健診・がん検診受診の重要性について伝えていく。 胃がん内視鏡検診については上限年齢を撤廃する。	引き続き、がん検診、健康診査の受診率の向上、また、がん検診の精密検査受診率90%(国の目標値)の維持を目指し、疾病の早期発見・早期治療による市民の健康増進に寄与する。
5	(9)	19	38	女性の健康づくりに関する支援	保健対策課	【特定不妊治療費助成】 高額な医療費を要する特定不妊治療について、治療に要する費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。 【検査・検診の実施】 性に関する検査や相談により健康支援を行う。 ①エイズ・ピア・エデュケーターによるHIV・性感染症の普及啓発 ②HIV・性感染症の無料検査(毎水曜日)及び相談(随時) ※エイズ・ピア・エデュケーター：同世代の若者に対して普及啓発を行う大学生等。HIV/エイズ及び性感染症の予防や感染者への理解について対象者と共に学び考える活動を保健所と一緒に行う。	【特定不妊治療費助成】令和2年(2020年)実績助成338名・551件 治療費助成金額131,923,650円 【検査・検診の実施】 ①活用予定だったイベントの場が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったことから、エイズ・ピア・エデュケーターによる普及啓発については実施できなかった。 ②HIV・性感染症検査の無料検査・相談を実施した。 【R2(2020年)実績】HIV検査185件 相談597件 ※新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小のため、上半期は3回実施、下半期からは月1回の実施とした。	B	-	【特定不妊治療費助成】 ・所得制限を、730万円未満から905万円未満へ変更 ・男性不妊治療の初回を、15万円から30万円へ変更	継続	特定不妊治療費助成、検査・検診の実施については継続して実施する。	【特定不妊治療費助成】 令和3年(2021年)1月1日以降に終了した治療を対象に以下のとおり変更し、事業を実施する。 ・所得制限の撤廃 ・一部助成金額変更 ・出生確認による助成回数のリセット ・事実婚も対象 【検査・検診の実施】 ・HIV検査・相談の無料実施については、令和2年度(2020年度)下半期に引き続き、月1回の実施とする予定。
5	(9)	20	39	学習指導要領に基づいた適正な性教育の実施	教育指導課	各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育を実施することで、児童・生徒が性に関する正しい知識を得ることができるようにする。そのために、性教育の適正な実施について、市立小・中学校に性教育の全体計画及び年間指導計画の作成を義務付けさせ、児童・生徒の発達段階に応じた指導を実施していく。	各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育を実施することで、児童・生徒が性に関する正しい知識を得ることができるようにした。そのために、性教育の適正な実施について、市立小・中学校に性教育の全体計画及び年間指導計画の作成を義務付けさせ、児童・生徒の発達段階に応じた指導を継続した。	B	-	-	継続	今後も性教育の全体計画、年間指導計画に基づいた指導を継続して実施していく。	各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育を実施することで、児童・生徒が性に関する正しい知識を得ることができるようにする。そのために、性教育の適正な実施について、市立小・中学校に性教育の全体計画及び年間指導計画の作成を義務付けさせ、児童・生徒の発達段階に応じた指導を継続していく。
5	(9)	20	40	思春期からの性にかかわる健康と妊娠・出産についての意識啓発と情報提供	男女共同参画課	女性の体の仕組み、妊娠・出産や性被害予防等の理解を深めるために意識啓発を行う。	講座「女の子のためのココロとカラダのはなし」参加者24名	B	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、規模を縮小し実施した。	継続	講座の開催日を休日に設定し、保護者だけでなく、当事者である子どもも参加も促していく。 なお、さらなる意識啓発を進めるため、男児を対象とした女性の体の仕組みを学ぶ講座の開催を検討する。	女性の体の仕組み、妊娠・出産や性被害予防等の理解を深めるために意識啓発を行う。
5	(9)	20	40	思春期からの性にかかわる健康と妊娠・出産についての意識啓発と情報提供	子どものしあわせ課	八南助産師会による講義「いのちの授業」や赤ちゃんとその家族、妊婦さんとのふれあい体験を通して、中学生が妊娠・出産に関する知識を学び、いのちの大切さや自尊感情を育む機会を提供する。(実施を希望する公立中学校のみ)	市内公立中学校22校で実施した。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施全校において、赤ちゃんやその家族、妊婦さんとのふれあい体験が中止となり、八南助産師会による講義「いのちの授業」と妊婦ジャケット着用体験や赤ちゃん人形抱っこ体験などのふれあい体験に替わる内容により実施した。	B	-	赤ちゃんやその家族、妊婦さんとのふれあい体験は中止となったが、妊婦ジャケットの着用体験や赤ちゃん人形抱っこ体験など、代替内容の実施により、中学生がいのちの大切さを学び、自尊感情を育む機会を提供した。	継続	今後も実施校数の拡大に努め、より多くの中学生に、いのちの大切さを学び、自尊感情を育む機会を提供する。	八南助産師会による講義「いのちの授業」や赤ちゃんとその家族、妊婦さんとのふれあい体験を市内公立中学校34校で実施予定。
5	(9)	21	41	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施	大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター	女性が生涯にわたり健康な生活を送れるよう、妊娠期から切れ目のない母子支援を行う。 ①母子健康手帳交付時に、妊娠期から産後の体の変化や相談先等、健康に関する情報を封入した「親と子の保健バッグ」「親子の健康ガイド」等を配布。 ②保健師等の専門職が「妊婦面談」を実施。妊娠、出産、育児等の相談、情報提供および要フォロー者の早期支援。 ③妊娠期の教育(パパママクラス(平日・休日))の継続実施。 ④産後ケア事業の訪問型に加え、通所型および宿泊型を開始する。	①母子健康手帳交付時に「親と子の保健バッグ」を配布して、健康に関する情報提供を行った。(妊娠届出2,958件) ②妊婦面談2,831件(うち要支援者722名) ③妊娠期の講座(パパママクラス(平日・休日)27回) ④産後ケア事業は3類型を実施(訪問型630件、通所型66件、宿泊型143件)	B	-	産後ケアの通所型、宿泊型を開始し、産後の母に対する支援を充実させた。 オンライン環境を整えリモートによるパパママクラスを試験的に開催した。	継続	体の変化が大きい、産後の支援の充実を図ることで、女性が生涯にわたり健康な生活が送れるよう支援する。	女性が生涯にわたり健康な生活を送れるよう、妊娠期から切れ目のない母子支援を行う。 ①母子健康手帳交付時に、妊娠期から産後の体の変化や相談先等、健康に関する情報を封入した「親と子の保健バッグ」「親子の健康ガイド」等を配布。 ②保健師等の専門職が「妊婦面談」を実施。妊娠、出産、育児等の相談、情報提供および要フォロー者の早期支援。 ③妊娠期の教育(パパママクラス(平日・休日))の継続実施。 ④産後ケア事業の委託先の拡充検討する。 ⑤オンラインを活用したパパママクラス、妊婦面談等を実施し、妊婦への支援策を充実させる。
5	(9)	21	41	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施	子ども家庭支援センター	関係機関と連携しながら、児童虐待防止のため、情報共有を行い、支援対象児童について支援を行っていく。	子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関として、支援対象児童等について情報共有を回り、支援を行った。 代表者会議1回(書面開催)、実務者会議1回(書面開催)、地域ブロック会議中学校区分科会20回、個別ケース検討会議172回、特定妊婦等進行管理会議36回(地域ブロック会議はコロナウイルス感染症の蔓延のため未開催)	B	-	新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、代表者会議と実務者会議は書面開催とし、地域ブロック会議は感染防止の観点から昨年度は未開催とした。 令和2年(2020年)6月以降は、感染対策を講じた上で個別ケース検討会議や地域ブロック会議中学校区分科会、特定妊婦等進行管理会議を行い、支援対象児童等への支援が滞らないよう、迅速な支援に努めている。	継続	中学校区分科会については、これまで概ね年1回の開催であったが、関係機関の協力もあり、年2回開催の中学校区が増えた。今後は全中学校区において年2回開催できるよう検討していく。	新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じつつ、工夫しながら対応していく。必要な支援が滞らないよう、関係機関との連携を強化していく。
6	(10)	22	42	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進するための意識啓発と情報提供	男女共同参画課	様々な方法により市民への意識啓発と情報提供を積極的に行うことにより、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深める。 ①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発のための講座等を実施 ②男性の育児参画を目的として、父親の育児休業取得を勧めるリーフレットを作成し、母子手帳の交付を申請した市民に配布している「親と子の保健バッグ」に同封することにより、出産を予定している市民に直接配布 ③ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供 ④ホームページでワーク・ライフ・バランスを周知	①父親も育児休業取得促進リーフレットを配布(4,200枚) ②講座「片付けパパ」から学ぶタイムマネジメントのヒント」参加者11名 ③男女共同参画情報紙「ばれっと」にワーク・ライフ・バランスに関する情報を掲載 ④ホームページでワーク・ライフ・バランスを周知	B	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、講演会は中止し、講座は規模を縮小し実施した。 男女共同参画社会の実現に向けて市民が考える契機をつくるため、男性が家庭参画を実践するにあたっての課題や対応策を考えるワークショップを実施した。	継続	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進に関する意識啓発や情報提供を継続していくことが市民に広く理解されることにつながるため、今後も「男女共同参画週間」におけるイベント等を通して周知していく。	市民への意識啓発と情報提供を様々な方法により積極的に行うことにより、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深める。 ①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発のための講座等を実施 ②男性の育児参画を目的として、父親の育児休業取得を勧めるリーフレットを作成し、母子手帳の交付を申請した市民に配布している「親と子の保健バッグ」に同封することにより、出産を予定している市民に直接配布 ③ホームページにおいて、ワーク・ライフ・バランスを周知



令和2年度(2020年度)所管課自己評価一覧

重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	所管課	令和2年度(2020年度)の取組内容	令和2年度(2020年度)取組実績・効果	所管課自己評価	評価の理由 ※「C」又は「D」の場合のみ記入。	令和元年度(2019年度)からの変更点・工夫点	今後の方向性	今後の展開	令和3年度(2021年度)の取組(予定)
6	(10)	㉓	43	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進のための関係法規等の周知と意識啓発	男女共同参画課	事業者に対して、労働関係法規等の周知と意識啓発を行うことにより、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深める。 ①事業主や人事担当者を対象に、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランスの啓発を促すセミナーを実施する。 ②事業者向けワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットを作成し、配布する。	①男女雇用平等セミナー「女性活躍推進のための法知識とハラスメント対策」参加者延べ79名 ②東京都労働相談情報センター八王子事務所共催「はちおうじ就職ナビ掲載企業(325社)及び八王子商工会議所会員企業(1,470社)へ、事業者向けワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットを配布	B	-		継続	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進のためには、事業者における自主的な取組が不可欠である。事業者や人事労務担当者による労働者への配慮を欠かさないことを再認識してもらうきっかけとなるよう、引き続き関係所管との連携を図り、女性活躍推進法に関する情報提供を行っていく。	事業者に対して、労働関係法規等の周知と意識啓発を行うことにより、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深める。 ①事業主や人事担当者を対象に、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランスの啓発を促すセミナーを実施する。 ②事業者向けワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットを作成し、配布する。
6	(10)	㉓	43	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進のための関係法規等の周知と意識啓発	産業政策課	新型コロナウイルス感染症の状況によるが、①東京都労働相談情報センターとの共催により、労働法制等に関するセミナーを実施する。②Webサイト「はちおうじ就職ナビ」等において、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の認定制度や助成金制度、相談窓口について周知を図る。	①事業主・労働担当者を対象に、最新の働く人のための労働法や、雇用管理等のセミナーを実施。(7回・参加者219名) ②はちおうじ就職ナビを活用し、企業に対し随時情報提供を行った。	B	-		継続	従業員が働く環境の整備について、より多くの事業者が高い意識を持ってもらうため、今後も継続的な取り組みが必要である。	新型コロナウイルス感染症の状況によるが、①東京都労働相談情報センターとの共催により、労働法等に関するセミナーを実施する。②Webサイト「はちおうじ就職ナビ」等において、新型コロナウイルス感染症対応やハラスメント対策、相談窓口等について周知を図る。
6	(10)	㉓	44	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業の紹介と支援	男女共同参画課	企業におけるワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業を紹介する。	性別を問わず、いきいきと活躍するための様々な取組を行っている企業について、ホームページを活用し紹介した。	B	-		継続	関係機関と積極的に情報共有を行い、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業や女性活躍を推進している企業の情報を収集し紹介する。	企業におけるワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業を紹介する。
6	(10)	㉓	44	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業の紹介と支援	子どものしあわせ課	子育て応援企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の取り組みを市民に知ってもらうため、さまざまな媒体を活用して、取り組み内容を紹介する。 子育て応援企業の交流の場を設けて事業者間で情報共有ができるようにし、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	市のホームページや子育てガイドブックにおいて、子育て応援企業におけるワーク・ライフ・バランス支援の取り組みを紹介した。 事業者間での情報共有・交流の場となる子育て応援カフェを開催した。 ・実施4回 ・参加団体22団体(参加者延べ37名)	B	-		継続	引き続き、登録事業所数の拡充と取り組み内容の周知を図り、働きながら子育てがしやすい環境の整備を行っていく。	子育て応援企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の取り組みを市民に知ってもらうため、さまざまな媒体を活用して、取り組み内容を紹介する。子育て応援企業の交流の場を設けて事業者間で情報共有ができるようにし、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。
6	(10)	㉓	44	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業の紹介と支援	契約課	総合評価方式を採用する入札案件において「男女共同参画の推進状況」を評価項目(選択項目)として採用し、事業者へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を図る。	総合評価方式対象の案件に「男女共同参画の推進状況」を評価項目(選択項目)として選択し、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の推奨を図った。(総合評価案件34案件中7件採用)	B	-		継続	「八王子市における総合評価方式の適用ガイドライン(工事契約)」に基づき、今後も、「男女共同参画の推進状況」を評価項目(選択項目)として採用し、事業者へのワーク・ライフ・バランス等推進企業を推奨するとともに、意識啓発を図っていく。	総合評価方式を採用する入札案件において「男女共同参画の推進状況」を評価項目(選択項目)として採用し、事業者へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を図る。
6	(10)	㉔	45	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画課	職場におけるワーク・ライフ・バランスを推進するために、全所管に対し、ワーク・ライフ・バランス推進の取組を働きかける。	全所管に対して、男女共同参画課で作成したワーク・ライフ・バランスを推進するための取組一覧表を各職場に掲示して、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むよう働きかけた。	B	-		継続	各職場、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりのため、取組一覧表の掲示を継続的に実施し、各職場の着実な意識改革が進むように積極的に働きかける。	職場におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、全所管に対してワーク・ライフ・バランス推進の取組を働きかける。
6	(10)	㉔	45	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	安全衛生管理課	市の安全衛生活動を行う7つの事業場ごとに、半期ごとに所属のワークライフバランスの推進目標達成状況の検証を行うことにより、行政におけるワーク・ライフ・バランスの推進及び意識向上を行う。	令和2年度(2020年度)も引き続き、2つのワーク・ライフ・バランスの推進目標を定め、各所管共通目標とした。 (1)全職員が年次有給休暇を年間13日以上取得する。 (2)全職員の年間時間外勤務時間数を360時間以内にする。 各事業場の年間達成率は以下の通り。 本庁舎等事業場全54所管 【(1)22.2% (2)66.7%】 福祉三部事業場 全21所管 【(1)4.8% (2)38.1%】 子ども家庭部事業場 全7所管 【(1)0%、(2)28.6%】 環境二部事業場 全10所管 【(1)30.0% (2)90.0%】 水循環部事業場 全3所管 【(1)0% (2)100%】 都市建設四部事業場 全22所管 【(1)27.3% (2)95.5%】 教育委員会事業場 全18所管 【(1)11.1% (2)72.2%】	B	-		継続	引き続き、職員安全衛生委員会において、共通目標、特に「全職員が年次有給休暇を年間13日以上取得する」の達成率が低いという課題を認識し、各事業場単位での取組につなげていく。	市の安全衛生活動を行う7つの事業場ごとに、半期ごとに所属のワークライフバランスの推進目標達成状況の検証を行うことにより、行政におけるワーク・ライフ・バランスの推進及び意識向上を行う。
6	(10)	㉔	46	育児休業及び介護休暇制度の周知と取得に向けた職場の環境づくり	男女共同参画課	①育児休業及び介護休暇制度の周知と取得に向けた職場の環境づくりを進めるため、若手女性職員を対象にキャリアデザイン研修を実施する。 ②全課で取り組むべき性別によらない職務分担やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組一覧表を周知する。	①職員eラーニング研修「やりがいを感じられる働きやすい職場づくりに向けて」※労務課共催 ②性別によらない職務分担やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組一覧表を全課に周知	B	-	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面でのキャリアデザイン研修の実施に代えてeラーニング研修を実施した。	継続	職員の育児休業及び介護休業取得の向上のため、各種制度の周知を含む啓発研修を今後も継続していく。また、職場全体の取組が職員の育児休業及び介護休業取得への意識向上につながるため、引き続き職場の環境づくりについて組織全体で進めていく。	①育児休業及び介護休暇制度の周知と取得に向けた職場の環境づくりを進めるため、若手女性職員を対象にキャリアデザイン研修を実施する。 ②全課で取り組むべき性別によらない職務分担やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組一覧表を周知する。
6	(10)	㉔	46	育児休業及び介護休暇制度の周知と取得に向けた職場の環境づくり	労務課	市の職員の育児休業・介護休暇取得を促進し、ワーク・ライフ・バランス実現を支援する。 ①育児休業明けにおける職員の不安を軽減するため、育児休業者復帰支援研修を実施する。 ②育児休業者復帰支援研修への参加の意義を伝え、参加率を高めていく。 ③市男性職員の育児休業取得率を向上させる。(特定事業主行動計画の目標値:13%) ④すくすくサポートブックの改訂	①育児休業者復帰支援研修の実施(参加者21名) ③市男性職員の育児休業取得率の向上 市男性職員育児休業取得率55.8%(R1年度(2019年度)40.4%) ④すくすくサポートブックの改訂 最新の制度を反映した内容に改訂し、窓口等で配布することで制度の更なる周知に努めた。	A	-	育児休業取得者の個別の質問に対応し、丁寧な説明を行うことで復帰者の不安や疑問の解消に努めた。	継続	引き続き制度内容についての周知を進めていく。また、男性が育児休業に入ることが少数ではなく、一般的であることを周知していくことで、現状を維持しつつ、より取得しやすい環境整備を進める。	市の職員の育児休業・介護休暇取得を促進し、ワーク・ライフ・バランス実現を支援する。 ①育児休業明けにおける職員の不安を軽減するため、育児休業者復帰支援研修を実施する。 ②育児休業者復帰支援研修への参加の意義を伝え、参加率を高めていく。 ③市男性職員の育児休業取得率を維持しつつ、より取得しやすい環境整備を進める。(目標値13%) ④すくすくサポートブックの改訂
6	(11)	㉕	47	男性に対する家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の実施	男女共同参画課	男性が家事・育児・介護等、家庭生活に積極的に参画できるように、子育て世代や中高年の男性を対象に具体的な知識や技術の習得ができる講座を実施する。	①講座「片付け/ババから学ぶタイムマネジメントのヒント」参加者11名 ②講座「ババと一緒に工作与遊びを楽しもう」参加者10名	B	-	男女共同参画社会の実現に向けて市民が考える契機をつくるため、男性が家庭参画を実践するにあたっての課題や対応策を考えるワークショップを実施した。	継続	家事・育児・介護等の家庭生活における男女共同参画を進めるため、講座等の継続的な実施を通して、男性が固定的性別役割分担意識について考える契機をつくる。	男性が家事・育児・介護等、家庭生活に積極的に参画できるように、子育て世代や中高年の男性を対象に具体的な知識や技術の習得ができる講座を実施する。

令和2年度(2020年度)所管課自己評価一覧

参考資料

重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	所管課	令和2年度(2020年度)の取組内容	令和2年度(2020年度)取組実績・効果	所管課自己評価	評価の理由 ※「C」又は「D」の場合のみ記入。	令和元年度(2019年度)からの変更点・工夫点	今後の方向性	今後の展開	令和3年度(2021年度)の取組(予定)
6	(11)	㉔	47	男性に対する家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の実施	青少年若者課	継続して、男性が育児など家庭生活に積極的に参画できるように、子育て世代の男性を対象に具体的な知識や技術の習得ができる講座の実施や子どもとのふれあいの機会を提供する。	児童館では、男性が育児など家庭生活においてその役割を主体的に果たすことができるように、具体的な知識や子どもとのふれあいの機会を提供する「パパといっしょ」「親子クライミング」「親子パーク」などの父親の参加を推奨する行事を開催した。	B	-	児童館では、新型コロナウイルス感染防止のため、感染拡大時は行事を中止するとともに、開催できた時は参加者の上限人数を少な目の人数に設定し、参加者同士の間隔を減らすよう努めた。	継続	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための意識づくりとして、男性に対する家庭生活への参画のための知識習得の推進となる講座などを実施していく。	児童館において、男性が育児などの家庭生活に主体的に参画できるように、具体的な知識や技術の習得ができる講座の実施や子どもとのふれあいの機会を提供する。
6	(11)	㉔	47	男性に対する家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の実施	福祉政策課	自主サークルの活動方針による。拠点石川では引き続き協力を進める。	新型コロナウイルスのため開催の目的が立たず、令和2年度(2020年度)は開催していない。自主サークルは9月をもって一時解散。	B	-	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため対面ではなく、オンラインを活用した活動などを提案する。	見直し(改善)	自主サークルの活動方針による。拠点石川では引き続き協力を進める。	自主サークルの活動方針によるが、感染状況を踏まえてどのように活動を行っていくことができるかに必要に応じて相談、協力していく。
6	(11)	㉔	48	育児に参画するための妊娠期からの講座等の実施	大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター	妊娠期の教育等の機会を通じ、父親が育児における役割を学び、主体的にかかわることができるよう意識向上を図る。 ①妊娠届出時、父親ハンドブックを配付 ②妊娠期の講座(ハバマクラス)を開催。父親が妊娠期から出産後までの女性の心と体の状況について知り、家庭での子育てにおける役割やその技術を学ぶ。 ③グループワークを通じて地域における父親の役割を参加者同士で考える機会を持つ。	①妊娠届出時、父親ハンドブックを配付した。 ②妊娠期の講座における父親の参加(参加者224名) ③コロナ禍のためグループワークではなく個別に対応し、必要に応じて父親の役割等を伝えた。	B	-	コロナ禍による事業の休止や実施形態の変更等があったが、個別に対応することで父親となる意識向上を図った。	継続	父親同士の地域での関わり方や産後のイメージづくりを促すことで、父親の育児参加への意識向上を図る。	妊娠期の教育等の機会を通じ、父親が育児における役割を学び、主体的にかかわることができるよう意識向上を図る。 ①妊娠届出時、父親ハンドブックを配付 ②妊娠期の講座(ハバマクラス)を開催。個別対応により、父親が妊娠期から出産後までの女性の心と体の状況について知り、家庭での子育てにおける役割やその技術を学ぶ。
6	(11)	㉔	49	地域活動への参画を促すための機会の提供	協働推進課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度(2020年度)の「はちおうじ志民塾」と「お父さんお帰らないパーティー」については、定員を減らし、オンラインを活用するなど、3密とならないよう従来とは形を変えて実施した。	地域活動への参加のきっかけとなるよう企画された事業において、地域の中で生きがいをもって生活する気づきに繋げることができた。 ●はちおうじ志民塾 9月12日の入塾式から2月20日の卒業式まで計16回の講座を開催した。 ●お父さんお帰らないパーティー 3月13日(土)に、「第24回はちおうじお父さんお帰らないパーティー」をミーティングアプリ「Zoom」を活用し、オンラインで実施した。(参加者66名)	B	-	「お父さんお帰らないパーティー」について、令和元年度(2019年度)は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止となったが、令和2年度(2021年度)は、オンラインを活用し、コロナ禍においても継続した「地域での活動への参加のきっかけづくり」に寄与することができた。	継続	男性の地域活動への参加きっかけとなるよう、今後も講座の実施及び地域活動団体の紹介を継続する。また、対面を実施することを当然としてきた事業について、新しい生活様式に対応していくための方法を模索する。	地域活動のきっかけとなるよう企画された、①②の事業において、地域の中で生きがいをもって生活する気づきにつなげる。 ①はちおうじ志民塾 ・10月～2月講座開催(予定) ②地域デビューパーティー(旧お父さんお帰らないパーティー) ・3月6日(日)(予定)
6	(11)	㉔	49	地域活動への参画を促すための機会の提供	生涯学習政策課	①講座等については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、中止とする。 ②新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しつつ、市民に多様な学びを提供する。	①講座等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止とした。 ②出前講座は139講座を展開した。感染症の流行状況を考慮し、年度当初に受付中止期間を設けたが、その後は感染症対策に係る確認事項を設定することで可能な限り講座を実施し、延べ41,829名の方が受講した。	B	-	①講座等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止とした。 ②令和2年(2020年)6月に八王子市が認定を受けた「日本遺産」についての新規講座を年度途中のパンフレット改訂に合わせて追加することで、市民の注目度の高い時期に生涯学習の情報提供ができた。	継続	①講座を修了した受講者に、その成果を活かせる場の紹介を行えるよう検討する。 ②講座の内容を充実し、今後も市民に地域での参画を促す分野の講座を提供できるよう、努めていく。	①新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、実施可能な形態を検討し開催する。 ②新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しつつ、市民に多様な学びを提供する。
7	(12)	㉔	50	保育所等の受け入れ体制の充実	子どもの教育・保育推進課	安全な保育環境の確保及び保育の質の向上を図るため、老朽化が進んでいる民間保育施設等の整備を行うことで、保護者が安心して働くことができる環境を整備する。 ・認可保育所1園(大規模修繕1園)、認定こども園2園の施設整備を行う。	認可保育所1園(大規模修繕1園)、認定こども園1園の施設整備を行った。 また、保護者の就労状況に関わらず、サービスの提供を行うことができるよう、認可保育所4園を幼保連携型認定こども園に移行した。	B	-	市内全域として保育需要を上回る定員数を確保できていることから、施設整備を伴う保育定員の拡大は行っていない。	継続	安全な保育環境の確保及び保育の質の向上のため、老朽化が進んでいる民間保育施設等の整備を行うことで、保護者が安心して働くことができる環境を整備する。 ・認可保育所1園(大規模修繕1園)、認定こども園2園の施設整備を行う。	安全な保育環境の確保及び保育の質の向上を図るため、老朽化が進んでいる民間保育施設等の整備を行うことで、保護者が安心して働くことができる環境を整備する。 ・認可保育所1園(大規模修繕1園)、認定こども園2園の施設整備を行う。
7	(12)	㉔	51	障害児保育、一時保育、病児病後児保育の充実	子どもの教育・保育推進課	①現状の取組を継続する。 ②フォローアップ相談の強化や発達障害児地域支援講習会の実施により発達障害児支援の取組の充実を図る。	①一時保育実施(公立6園) ②巡回発達相談実績204回(認可保育所179回、幼稚園25回)	B	-	市立千人保育園において土曜日の一時保育試行実施を本格実施とした。 新型コロナウイルス感染拡大防止による園への巡回相談は自粛したが、電話等によるフォローアップの強化を図った。	継続	保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、保育サービスの充実を図っていく。 ・市民ニーズを調査把握し施策へ反映 ・JR八王子駅周辺における、病児・病後保育施設の開設	①現状の取組を継続する。 ②フォローアップ相談の強化や発達障害児地域支援講習会の実施により発達障害児支援の取組の充実を図る。
7	(12)	㉔	51	保育幼稚園課			①-1相模原市との間で病児保育事業の広域連携協定を締結し、利用者の利便性向上を図った。 ①-2企業主導型保育所1園が新たに病児保育事業を開始したため、市ホームページや子育てガイドブックで周知を図った。 ①-3「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」を策定し、医療的ケア児を安全に受け入れるための保育環境を整えた。	B	-		継続	保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、現状の取組を継続し、保育サービスの充実を図っていく。	保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、現状の取組を継続し、保育サービスの充実を図っていく。
7	(12)	㉔	52	ファミリー・サポート・センター事業の実施	子ども家庭支援センター	①PR活動に力をいれ提供会員数の増加を図る。 ②依頼会員希望の方への説明の機会を増やす。 ③保育士等の資格のない提供会員登録希望者の講習会を年2回以上行う。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、活動の一時停止や制限を設けたうえで事業を実施した。 ①提供会員の募集について市広報等で周知を行った。 ②感染予防対策をしながら説明会を実施。(参加者149名)緊急性のあるものは個別に対応した。(窓口対応71回) ③提供会員希望の方への講習会を3回(各4日間)実施。(参加者延べ133名) ④対象児童の年齢拡大を実施(小学校4年生～6年生)。(対象年齢(11・12歳)活動実績4件)	B	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急事態宣言中の活動の一時停止や制限を設けたうえで事業を実施した。市民ボランティアで支えられている事業のため、感染リスクを考慮して事業を縮小するなどの対応を取った。説明会の定員の見直し、説明会託児の中止、新規マッチングの一時停止等の措置を行った。	継続	①保育士等の資格のない提供会員登録希望者の講習会を年2回以上行う。 ②子どもを預かる提供会員が不足しており、新たな方法での周知を実施する。 ③地域住民による相互援助のボランティア活動である事業の趣旨を機会を捉えて説明していく。	新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じつつ、提供会員・依頼会員・子が安心してサポート活動ができるよう、事業のあり方や方法を検討していく。
7	(12)	㉔	53	子どものためのショートステイ、トワイライトステイの充実	子ども家庭支援センター	路線バスや八王子駅北口地下通路的掲示板を利用し、実施施設の利用促進や養育協力家庭募集の宣伝を行った。	①ショートステイ・トワイライトステイを実施し、保護者と子どもの生活の安定を図った。 ショートステイ実施648件 トワイライトステイ実施112件 ※新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別事態宣言期間中の利用制限があった。 ②ショートステイ養育協力家庭の募集PRを実施した。(受託家庭6家庭)	B	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を鑑み、ショートステイ及びトワイライトステイ実施施設内での感染拡大防止の観点から利用制限を実施した。また、利用方法における感染防止策について、運用ルール(申請から利用終了までの留意点)を定め周知徹底した。 ショートステイ養育協力家庭に関してはPRの効果もあり1家庭増加し、6家庭となった。	継続	引き続き、路線バスや八王子駅北口地下通路的掲示板を利用し、実施施設の利用促進や養育協力家庭募集の宣伝を行う。	路線バスや八王子駅北口地下通路的掲示板を利用し、実施施設の利用促進や養育協力家庭募集の宣伝を行う。
7	(12)	㉔	54	学童保育所等の受け入れ体制の充実	青少年若者課	今後も待機児童が多く発生する見込みのある小学校区(第四小学童保育所)について施設整備を実施し、学童保育所の受け入れ体制を充実し、児童の居場所を確保することにより子育て支援を行う。	計画的な施設の増築等により101名の定員を増員し、受け入れ体制の充実を図った。 第四小学童保育所増築(27人)、浅川学童保育所第三クラブ(32人)、東浅川小学童保育所第三クラブ(23人)、子安学童保育所第一クラブ拡充(19人)。	B	-	新年度入所の結果、待機児童が多く発生する見込みとなった小学校2校(浅川・東浅川小学童保育所)に、第三クラブを新規に開設した。	継続	低学年児童等、放課後の適切な居場所として学童保育所の必要性が高い児童のために、施設の適正配置に努めていく。	今後も待機児童が多く発生する見込みのある小学校区について施設整備を実施するとともに、定員に余裕のある施設の高学年受け入れ体制を充実し、児童の居場所を確保することにより子育て支援を行う。

令和2年度(2020年度)所管課自己評価一覧

参考資料

重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	所管課	令和2年度(2020年度)の取組内容	令和2年度(2020年度)取組実績・効果	所管課自己評価	評価の理由 ※「C」又は「D」の場合のみ記入。	令和元年度(2019年度)からの変更点・工夫点	今後の方向性	今後の展開	令和3年度(2021年度)の取組(予定)
7	(12)	㉗	55	親子ふれあい広場、親子つどいの広場の充実	子ども家庭支援センター	①感染予防対策を行いながら安定した広場の運営 ②子育てに関わる相談の強化 ③広場スタッフに対する研修の実施	①専門スタッフを配置し、0歳～3歳までのお子さんの安全な遊び場の提供を行った。新型コロナウイルス感染症対策として、面積に応じた利用人数の制限や利用時間の制限を行った。 親子ふれあい広場延べ利用者数15,398組32,697名 親子つどいの広場延べ利用者数14,894組32,465名 ②専門スタッフを配置し、子育て等の気軽な相談場所として情報提供・相談・助言等を行った。父親向けの子育て講座等も開催した。緊急事態宣言中は、利用者登録のある方に対し、電話による連絡・相談を行った。 相談件数延べ11,952件 講座開催回数(全体)2,286回(参加者7,457名) ③広場スタッフに対するweb研修を実施 ・アレルギー研修65名参加 ・多胎家庭支援基礎研修75名参加	B	-	新型コロナウイルス感染症対策として、消毒換気時間を設定。また面積に応じて、利用定員を設け、利用時間の制限を行った。 電話による利用者へのアウトリーチ相談を実施。延べ5,535件架電。コロナ禍の子育て不安の軽減を図った。 感染を予防し、広場スタッフの研修をweb研修で行った。	継続	概ね3歳未満の乳幼児とその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場所を設置することにより、子育てについての相談、情報提供、援助等ができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、専門スタッフを配置し、0歳～3歳までのお子さんの安全な遊び場の提供を行っていく。 地域にある気軽な相談場所として、情報提供・相談・助言等を行う。 また、子育て講座やイベント等を開催することにより、利用者同士のつながりや子育ての支援を行う。
7	(12)	㉗	56	ひとり親家庭の就労に向けた支援の実施	男女共同参画課	ひとり親家庭の生活の安定と社会的自立のため、生活や就労に対する不安を解消するための講座を実施する。	講座「シングルマザーの子育てとお金の話」参加者16名	B	-	ファイナンシャルプランナーを講師として、子どもの養育費や教育資金などの講義のほか、ひとり親家庭の相続について解説する講座を開催した。	継続	子育て支援課と連携し、ひとり親家庭の生活の安定と社会的自立の支援を行う。	子育て支援課と連携し、ひとり親家庭の生活の安定と社会的自立のための支援を引き続き行う。
7	(12)	㉗	56	ひとり親家庭の就労に向けた支援の実施	子育て支援課	①ひとり親家庭の親に就業支援専門員による就業相談と、就労生活相談窓口による就業支援を行った。 ・就業支援専門員による相談64件 ・就労生活相談窓口(委託)による相談132件 ②母子家庭等就業・自立支援センター事業において、就業支援講習会等事業を実施した。特にコロナ禍において、セミナーをWEBで開催するとともにテレワーク推進事業を実施した。 ・セミナー7回開催(参加者176名) ・パソコン講習会16日開催(参加者69名) ・テレワーク推進事業30名参加 ③就業に向けた資格取得のため、母子家庭等自立支援給付金事業を実施し、自立に向けて支援を行った。 ・自立支援教育訓練給付金支給者9名 ・高等職業訓練促進給付金支給者31名 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業0名(ただし講座指定申請2名)	B	-	・テレワーク推進事業を実施した。 ・就業支援講習会等事業の就業支援セミナーをWEB開催とした。	継続	ひとり親家庭の母または父に対し、種々の就業支援事業について更に周知を図ることで利用者を増やし、自立支援を進めていく。 一人ひとりにあったキャリアの形成について助言したうえで、資格取得の支援を行い生活の安定を図る。	コロナ禍において、経済的に厳しい状況に置かれることの多いひとり親家庭の母または父に対し、就労に向けた事業を行い、生活安定と社会的自立を支援する。 ①要支援者とともに生活課題の改善に向けた支援計画策定を行う「母子・父子自立支援プログラム策定等事業」により、ハローワーク等と連携し就業相談・就業支援を行う。 ②「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中で、就職に必要な知識や技能の習得のため、就業講習会等を実施する。 ③就職に向けた資格取得のため「母子家庭等自立支援給付金事業」を実施し、自立に向けた支援を行う。	
7	(12)	㉗	57	ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣	子育て支援課	①日常生活を営むのに著しく支障のあるひとり親家庭に対し、ホームヘルパーの派遣を行うことにより、生活の安定を支援する。 ②制度について、広報・ホームページ・メールマガジンでホームヘルプサービスの案内を掲載し周知を強化する。 ③アンケートを実施し、利用者の実態を把握する。 ④利用者を増やす。	①日常生活を営むのに著しく支障のあるひとり親家庭に対し、ホームヘルパーの派遣を行うことにより、生活の安定を支援した。 ・対象世帯23世帯 ・派遣597回 ②ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業について、広報・ホームページ・メールマガジンで周知を進めるとともに、日々の相談においても事業を紹介した。 ③アンケートを実施し、利用者の意見を聴取した。	B	-	継続	ひとり親家庭の相談の中で、ホームヘルパー派遣の必要性を確認しながら、制度を周知し、利用を促していく。	①日常生活を営むのに著しく支障のあるひとり親家庭に対し、ホームヘルパーの派遣を行うことにより、生活の安定を支援する。 ②ホームヘルプサービスの制度について、日々の相談の中で情報提供を行うことのほか、広報・ホームページ・メールマガジンで案内を掲載し周知を行う。	
7	(12)	㉘	58	介護に関する知識の普及	高齢者福祉課	高齢者あんしん相談センター運営事業として、家族介護者教室を開催し、意識づくりを進めるとともに、知識や技術の向上を図る。	高齢者あんしん相談センター運営事業として、家族介護者教室を開催し、意識づくりを進めるとともに、知識や技術の向上を図った。 高齢者あんしん相談センター21か所で行った(延べ107回実施)	B	-	継続	今後も、働く男女が安心して仕事と介護を両立できるよう、高齢者あんしん相談センターにて、随時家族介護者教室を継続実施し、介護に関する知識や技術の向上を図っていく。	高齢者あんしん相談センター運営事業として、家族介護者教室を開催し、意識づくりを進めるとともに、知識や技術の向上を図る。	
7	(12)	㉘	58	介護に関する知識の普及	介護保険課	介護に関する理解を深め、知識や技術の向上を図るために、「はちおうじの介護保険」パンフレットを事務所や高齢者あんしん相談センターなどに設置し、身近な地域で情報を手に入れる体制を整え、介護保険制度の周知を図る。(事務所14か所、高齢者あんしん相談センター21か所にて配布)	介護に関する理解を深め、知識や技術の向上を図るために、「はちおうじの介護保険」パンフレットを事務所(14か所)や高齢者あんしん相談センター(21か所)などに設置し、身近な地域で情報を手に入れる体制を整え、介護保険制度の周知を図った。	B	-	パンフレット作製時は、イラスト・人物構成等で性別で介護の役割が固定されないよう気をつけ、性別によらない職務分担になるよう努めた。	継続	介護離職等が問題視される中、介護と仕事を両立していくため、介護サービスが必要となった方が、スムーズに利用することが出来るよう、引き続き介護保険制度の周知を図っていくことが必要である。引き続き、「はちおうじの介護保険」パンフレットを事務所や高齢者あんしん相談センターなどに設置し、身近な地域で情報を手に入れる体制を整え、介護保険制度の周知を図る。	介護に関する理解を深め、知識や技術の向上を図るために、「はちおうじの介護保険」パンフレットを事務所や高齢者あんしん相談センターなどに設置し、身近な地域で情報を手に入れる体制を整え、介護保険制度の周知を図る。
7	(12)	㉘	59	高齢者、障害者のためのショートステイ、緊急一時保護の実施	高齢者福祉課	介護者の疾病や冠婚葬祭等、一時的に介護が困難な状況となった場合に、ショートステイや緊急一時保護により、高齢者と家族の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減、支援をするため、また法律に基づく措置が行える環境整備に努める。 ・緊急一時保護事業の実施 ・生活支援ショートステイの実施 ・必要に応じた老人福祉法の規定に基づく権限行使による措置	①生活支援ショートステイ事業の実施(14件/572日) ②緊急一時保護事業の実施(2件/9日) ③老人福祉法に基づく権限行使(措置)(18件/3467日)	B	-	継続	介護者や本人の理由により在宅での生活が一時的に困難となった高齢者又は家族等からの虐待等により保護を要する高齢者を一時保護し、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図る。	・緊急一時保護事業及び生活支援ショートステイを継続実施する ・老人福祉法の規定に基づき適切に権限行使する(措置等)	
7	(12)	㉘	59	高齢者、障害者のためのショートステイ、緊急一時保護の実施	障害者福祉課	介護者の負担軽減のため、各種サービスを活用した。 ・短期入所331名(計15,851日) ・認定短期入所14名(計337日) ・日中一時支援150名(計23,432時間) ・在宅緊急一時保護78名(計1,359日) ・島田療育センター緊急一時保護25名(計355日)	介護者の負担軽減のため、各種サービスを活用した。 ・短期入所331名(計15,851日) ・認定短期入所14名(計337日) ・日中一時支援150名(計23,432時間) ・在宅緊急一時保護78名(計1,359日) ・島田療育センター緊急一時保護25名(計355日)	B	-	継続	障害者(児)と家族のニーズを積極的に把握し、適切に障害福祉サービス等を提案、活用することで、介護者の負担を軽減するとともに、本人及び家族の生活の安定を図る。	引き続き、短期入所や緊急一時保護等により、障害者(児)と家族の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減する。	
7	(12)	㉘	60	自立支援及び介護予防の促進	高齢者いきいき課	・通所型短期集中予防サービスによる自立支援の促進 ・一般介護予防事業の充実 ・高齢者の社会参加を促進する多様な主体との連携事業推進(民間企業や大学も含めた社会資源の充実) ・外部専門機関の協力による介護予防事業の評価	・通所型短期集中予防サービスの試行実施を10月から12事業所で開始した。 ・歯科衛生士会や柔道整復師会等の団体と連携し一般介護予防教室を開催した(延べ198回・参加者1028名) ・通所型短期集中予防サービスについて外部専門機関によるアドバイザー事業を実施した(介護予防に効果的な事業とするための技術的助言)	B	-	・通所型短期集中予防サービスの試行実施を受け、事業内容及び事務プロセスの変更等、本格実施に向けて体制を整えた。 ・一般介護予防の教室では東京都健康長寿医療センターと連携し「絵本の読み聞かせ講座」を新たに開始、介護予防だけでなく講座修了生の地域活動への接続を支援した。	継続	多様化する生活課題とニーズに対応するため、介護予防活動の充実と定着を目的とした取り組みを強化する。(セルフマネジメントの推進)	・通所型短期集中予防サービスの本格実施を行い、リエイブルメント(再自立)を推進する。 ・コロナ禍における新しい生活様式に適合した一般介護予防のプログラムを提供する。

令和2年度(2020年度)所管課自己評価一覧

参考資料

重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	所管課	令和2年度(2020年度)の取組内容	令和2年度(2020年度)取組実績・効果	所管課自己評価	評価の理由 ※「C」又は「D」の場合のみ記入。	令和元年度(2019年度)からの変更点・工夫点	今後の方向性	今後の展開	令和3年度(2021年度)の取組(予定)
7	(12)	㉔	60	自立支援及び介護予防の促進	高齢者福祉課	高齢者あんしん相談センター運営事業として、介護予防教室を開催し、意識作りを進めるとともに、知識や技術の向上を図る。	高齢者あんしん相談センター運営事業として、介護予防教室を開催し、意識作りを進めるとともに、知識や技術の向上を図る。 ・高齢者あんしん相談センター21箇所を実施(延べ444回実施)	B	-		継続	今後も、高齢者が要介護状態とならず自立した生活が送れるよう、介護予防の意識づくりを進めるとともに、高齢者あんしん相談センターにて介護予防教室を継続実施し、高齢者が健康を維持するための支援を行っていく。	高齢者あんしん相談センター運営事業として、介護予防教室を開催し、意識作りを進めるとともに、知識や技術の向上を図る。
7	(12)	㉔	60	自立支援及び介護予防の促進	大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター	要介護・要支援者にならず、健康的な生活を送るための意識啓発を図る。 ①フレイル予防や要介護・要支援状態にならないための運動等を実践する介護予防教室を実施する。 ②高齢期の健康づくりに関する情報提供の場として講座・講演会を実施する。 ③「八王子けんこう体操」及びその体操を収録したDVDの活用を周知を行う。 ④健康づくりサポーターへのフォローアップを実施し、地域での健康づくりの取り組みを推進する。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部事業の中止はあったが、情勢に合わせてながら実施した。 ①要介護・要支援となることを防ぐため、介護予防教室を実施した。(207回・利用者1236名) ②高齢期の健康づくりに関する情報提供の場として、講座・講演会等を実施した。(15回・利用者323名) ③市民や地域サロン等に対して、「八王子けんこう体操」のDVDの配布や貸し出しを行った。(配布数3・貸出数289) ④健康づくりサポーターのスキルアップのためフォローアップ講座を行った。(14回・利用者175名)	B	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一部事業等を中止したが、情勢に合わせてながら再開した。また、外出自粛に伴う健康二次被害予防の啓発を強化するため、フレイル予防のリーフレットの配布やSNSでの情報発信に取り組んだ。	継続	要介護・要支援者にならず、健康的な生活を送るための意識啓発を図る。	要介護・要支援者にならず、健康的な生活を送るための意識啓発を図る。また、外出自粛による健康影響も考慮し、感染対策を講じながら、普及啓発を図る。 ①フレイル予防や要介護・要支援状態にならないための運動等を実践する介護予防教室を実施する。 ②高齢期の健康づくりに関する情報提供の場として講座・講演会を実施する。 ③「八王子けんこう体操」及びその体操を収録したDVDの活用を周知を行う。 ④健康づくりサポーターへのフォローアップを実施し、地域での健康づくりの取り組みを推進する。
7	(12)	㉔	61	就労支援のための講座等の実施と情報提供	男女共同参画課	出産・子育て、介護等のために離職した女性向けに講座の実施と情報提供を行うことにより再就職につながる知識の習得や意識向上を図る。	講座「パートタイム就職支援セミナー」参加者26名	B	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、規模を縮小し実施した。	継続	女性に対する就労支援を充実するため、今後も継続して講座の実施及び情報提供を行っていく。講座においては、エクセルやワードなどの実習を行い、実用的な技術の習得を目指していく。	出産・子育て、介護等のために離職した女性向けに講座の実施と情報提供を行うことにより再就職につながる知識の習得や意識向上を図る。
7	(12)	㉔	61	就労支援のための講座等の実施と情報提供	産業政策課	新型コロナウイルス感染症の状況によるが、ハローワーク八王子(八王子しごと情報館マザーズコーナー)との共催により、出産・育児・介護等のために離職した方や、仕事と家庭の両立をめざす方に対し、就業に関する知識の習得支援や就職に結びつく支援を行う。 ①パートタイムセミナー ②パソコン講習会 ③就職面接会	①パートタイムセミナー1回、参加者31名、託児利用3名 ※新型コロナウイルス感染症の影響により2回中止 ②パソコン講習会 1回(全3回)、募集10名、参加者9名、託児利用5名	B	-		継続	今後も、求職者と企業両者のニーズに合うマッチングイベントを継続的に実施する。	新型コロナウイルス感染症の状況によるが、ハローワーク八王子(八王子しごと情報館マザーズコーナー)との共催により、出産・育児・介護等のために離職した方や、仕事と家庭の両立をめざす方に対し、就業に関する知識の習得支援や就職に結びつく支援を行う。 ①パートタイムセミナー ②パソコン講習会 ③就職面接会
7	(12)	㉔	62	女性の起業への支援	男女共同参画課	多様な働き方の一つである起業をめざす女性を支援するため、起業に役立つ知識習得や情報提供を行う講座を実施する。	講座「女性のためのプチ起業入門」参加者延べ20名	B	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、規模を縮小し実施した。	継続	女性の起業を支援するため、今後も継続して講座を実施する。なお、さらなる支援として、講座参加者に対して自主活動グループの結成を促し、ネットワークづくりを図る。	多様な働き方の一つである起業をめざす女性を支援するため、起業に役立つ知識習得や情報提供を行う講座を実施する。
7	(12)	㉔	62	女性の起業への支援	産業政策課	創業を担当している企業支援課と連携して、起業を目指している女性に対して、低利融資のあっせんを行い、融資に伴う信用保証料の補助、利子補給を行う。	創業支援資金融資案件数84件中、女性創業者が15名(信用保証料補助13件、利子補給13件)。	B	-		継続	引き続き、創業を担当している企業支援課と連携し、女性の起業を支援する。	創業を担当している企業支援課と連携して、起業を目指している女性に対して、低利融資のあっせんを行い、融資に伴う信用保証料の補助、利子補給を行う。
7	(12)	㉔	62	女性の起業への支援	企業支援課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度(2020年度)における八王子創業スクールは開催を中止した。また女性のための創業セミナーはオンライン会議システム「Zoom」を使用しているオンライン開催により行った。	・女性のための創業セミナー1回開催 開催時期1月～3月(参加者12名)	B	-	例年より開催回数は減ったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策を講じた上、オンライン講義を行ったことで、創業を検討している女性の受講者が安心して参加しやすくなるようにした。結果、定員と同数の参加人員となった。	継続	八王子創業スクールにおいては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から令和2年度実施予定分は開催を中止したが、令和3年度(2021年度)以降はオンライン開催等、性別を問わず安心して受講できるような方法で実施を予定している。また、女性のための創業セミナーにおいては、例年定員を超える申込があるため、女性の起業に対する関心が高いことが伺えたことから、今後も女性を対象とした起業支援を継続し、多様な働き方の促進を図る。	昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、引き続きオンライン開催により実施予定。 ・八王子創業スクール 開催時期：8月 参加予定定員：15名 ・女性のための創業セミナー 開催時期：6月～7月 参加予定定員：12名
7	(12)	㉔	63	八王子しごと情報館での情報提供と就労支援	男女共同参画課	子育て中の女性が八王子しごと情報館で求職活動をする際に託児を行い、安心して求職活動できるように支援する。	八王子しごと情報館での求職活動を目的とした託児(ほっとタイムサービス)利用者6名	B	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、利用条件等を変更し実施した。	継続	子育て中の女性が八王子しごと情報館で求職活動をする際の託児について、周知を図りながら継続して実施する。	子育て中の女性が八王子しごと情報館で求職活動をする際に託児を行い、安心して求職活動できるように支援する。
7	(12)	㉔	63	八王子しごと情報館での情報提供と就労支援	産業政策課	市ホームページや女性の集まる場所において、八王子しごと情報館のマザーズコーナーを周知し、利用促進を図る。	市ホームページ等を活用して、マザーズコーナーの周知を図るとともに、マザーズコーナー利用者に対し、ハローワーク八王子との協働により就職支援を行った。	B	-		継続	子育て中の方の就職を支援するため、継続してマザーズコーナーの利用促進を図っていく。	市ホームページや女性の集まる場所において、八王子しごと情報館のマザーズコーナーを周知し、利用促進を図る。
7	(12)	㉔	64	女性の就業継続やキャリア形成の促進への支援	学園都市文化課	八王子学園都市大学「いちょう塾」において、女性の就業継続やキャリア形成を促進するための講座を提供する。 そのために、大学コンソーシアム八王子加盟校に講座提供を依頼するとともに、各加盟校に受講者にわかりやすいタイトル付けの依頼を行うなど、受講者数の確保に向けた取り組みを行う。	八王子学園都市大学「いちょう塾」において、ITに関する講座や語学に関する講座など、女性の就業継続やキャリア形成を促進するための講座を実施した。(令和2年度(2020年度)前期講座は新型コロナウイルス感染症の影響により開講を中止した。) 《例》 情報・コンピューター分野 1講座開講/115講座 教育・心理・言語・コミュニケーション分野 14講座開講/115講座	B	-	令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症の影響により、前期講座を中止したため、講座提供数が大きく減少した。	継続	大学コンソーシアム八王子加盟校に対する八王子学園都市大学「いちょう塾」への科目提供依頼において、今後も女性の就業継続やキャリア形成を促進するための講座の提供を依頼していく。 併せて、各加盟校に受講者にわかりやすいタイトルを付すよう依頼し、受講者の拡大につなげていく。	八王子学園都市大学「いちょう塾」において、女性の就業継続やキャリア形成を促進するための講座を提供する。 そのために、大学コンソーシアム八王子加盟校に講座提供を依頼するとともに、各加盟校に受講者にわかりやすいタイトル付けの依頼を行うなど、受講者数の確保に向けた取り組みを行う。
7	(12)	㉔	64	女性の就業継続やキャリア形成の促進への支援	男女共同参画課	働いている女性向けにスキルの向上やキャリア形成を促すための講座の実施と情報提供を行うことにより、今後も働き続けたいというモチベーションの向上を図る。	講座「働く女性のためのストレスの処方箋」参加者10名	B	-	働く女性にまつわるストレス・メンタル不調の軽減を目的として、産業カウンセラーによる講義とセルフケアの実習を行う講座を開催した。	継続	キャリア形成だけでなく、就業継続のためのスキルアップを図る講座を継続して実施する。また、就労している女性に直接情報が届くよう、関係所管と連携して市内企業に周知を行う。	働いている女性向けにスキルの向上やキャリア形成を促すための講座の実施と情報提供を行うことにより、今後も働き続けたいというモチベーションの向上を図る。
7	(12)	㉔	64	女性の就業継続やキャリア形成の促進への支援	産業政策課	①東京都労働相談情報センターとの共催により労働法制等に関するセミナーを実施する。 ②市ホームページや各種チラシ等を通じ、女性の就業継続やキャリア形成に役立つセミナーや各種イベント情報の周知を図る。	①事業主・労働担当者を対象に、最新の働く人のための労働法や、ハラスメント対処法等のセミナーを実施(7回・参加者219名) ②随時情報提供を行った。	B	-		継続	女性の就業継続・キャリア形成に関し、継続的に情報提供を図りながら、労働法制に関しても、法改正・制度改正に合わせ、常に最新の情報を労働者に提供していく。	①東京都労働相談情報センターとの共催により労働法制等に関するセミナーを実施する。 ②市ホームページや各種チラシ等を通じ、女性の就業継続やキャリア形成に役立つセミナーや各種イベント情報の周知を図る。